

「市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援」

をめざして

帯広市 地域福祉計画

帯 広 市

はじめに

今日、私たちの暮らしを取り巻く地域社会は、少子高齢化や核家族化が進行し、住民意識やライフスタイルの多様化を背景として、地域のつながりが希薄化し、相互扶助機能が低下してきているとともに、福祉ニーズや生活課題は複雑化してきています。

こうした中、だれもが地域の一員として自分らしい生活を送るためには、公的サービスの充実をはかるとともに、市民一人ひとりの福祉への理解のもと、自主的な福祉活動への参加促進と、お互いに助け合う仕組みを発展させていくことが求められております。

本市では、これまで平成14年3月に保健・医療・福祉の幅広い分野が連携した「帯広市健康生活支援システム基本計画」を策定し、分野ごとの計画や関連する施策を推進してきました。

新たに策定しました帯広市地域福祉計画は、「子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり」を基本目標として、その実現のための施策の基本方向や主な施策などを掲げました。

今後は、この計画に基づき地域福祉の取り組みを進め、市民、事業者、行政などの協働と連携により、それぞれの役割を生かし、地域の多様な福祉課題の解決につとめ、活力ある福祉のまちづくりを目指してまいります。

おわりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました帯広市健康生活支援審議会の委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

帯広市長 砂川敏文

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の基本的事項	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 計画の範囲	2
(3) 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
(1) 位置付け	2
(2) 市の計画との関係	4
4 計画の策定体制と意見の反映	5
(1) 策定体制	5
(2) 市民意見の反映	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状	6
1 帯広市健康生活支援システム基本計画の実施状況	6
(1) 健康生活支援システム	6
(2) 健康生活支援システムの実施状況	7
2 帯広市の保健・医療・福祉の状況	13
(1) 人口・世帯数・年齢別構成などの状況	13
(2) 子どもと家庭を取り巻く状況	15
(3) 障害のある人を取り巻く状況	17
(4) 高齢者を取り巻く状況	17
(5) 健康の状況	18
(6) 医療の状況	20
(7) 生活保護の被保護世帯数、人員の状況	21
(8) 町内会活動の状況	22
(9) ボランティア、NPOの状況	22
第3章 計画の基本的考え方	24
1 計画の基本理念	24
2 計画の基本目標	24
3 計画の基本的視点	25

第4章 施策の展開	26
1 施策の体系	26
2 施策の基本方向及び主な施策	27
第5章 計画の推進体制	38
1 市民・関係団体・関係機関・行政の役割	38
(1) 市民・ボランティア・NPOの役割	38
(2) 民生委員・児童委員の役割	38
(3) 事業者の役割	38
(4) 社会福祉協議会の役割	38
(5) 行政の役割	39
2. 計画の進捗管理	39
【資料編】	
1 審議会等	40
2 帯広市地域福祉計画策定経過	41
3 アンケート調査結果の概要	42
4 意見交換会等の概要	51
5 用語解説	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

<社会環境の変化>

少子高齢化や核家族化の進行、個人の生活様式の多様化などを背景として、社会福祉に関するニーズは複雑化しています。

帯広市においても一世帯あたりの家族数が減少するとともに、家族や地域における相互扶助機能が低下し、地域住民のつながりが希薄化している社会状況になっています。

<新たな地域課題の社会問題化>

社会構造の変化に伴い、高齢者の孤独死、児童・高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、子育て家庭の不安や孤立化などのほか、制度の狭間にある人への支援や既存施策だけでは不十分なケースへの対応など新たな地域課題が社会問題化しています。

これらの課題は、原因や背景が多種多様であり、その未然防止と早期発見、早期対策には地域住民同士による見守りや支え合い・助け合い、市民と行政・団体などが相互に連携、協力する取り組みをおこなうこと（地域福祉）が求められています。

<法制度の変遷>

これまで保健（健康づくり）の分野では「健康日本21」の策定、「健康増進法」の施行、さらに高齢者福祉分野では「介護保険制度」の施行及び改正、障害者福祉分野では「障害者自立支援費制度」の導入、「障害者自立支援法」の施行、児童福祉分野では「次世代育成支援対策推進法」が施行されるなど、制度は大きく変化してきました。

平成12年6月には、社会福祉事業の実施のための諸規制が主であった「社会福祉事業法」が改正され、利用者のための規定を主とする新たな「社会福祉法」として生まれ変わり、「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられ、はじめて市町村の地域福祉計画の策定が規定されました。

<計画策定の趣旨>

地域福祉計画は、「子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり」をめざして、市民との協働のもとに、保健・医療・福祉をはじめ幅広い分野が相互に連携した取り組みを、総合的かつ計画的に施策展開するた

めの計画です。

帯広市では、平成14年に「帯広市健康生活支援システム基本計画」を策定し、基本理念である「市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援」の実現に向けて、保健・医療・福祉をはじめ幅広い分野が連携したシステムづくりにつとめてきました。

これまでの施策の進捗状況を踏まえ、現在の社会情勢や社会福祉に関するニーズを適確に捉えながら、帯広市地域福祉計画を策定するものです。

2 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

地域福祉推進の基本理念や基本目標、基本的視点を明らかにするとともに、行政・市民・関係団体などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定します。

(2) 計画の範囲

この計画は、すべての世代を対象とし、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりなどの各分野を範囲とします。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、保健・医療・福祉の情勢などの変化に応じて、また、国及び北海道の関連する他の計画と整合をはかるために、必要な見直しをおこないます。

3 計画の位置付け

(1) 位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示す計画です。

さらに、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりの各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画です。

保健福祉各分野計画との関係を図に示すと、次のようになります。

第六期帯広市総合計画

(8つのまちづくりの目標)

「Ⅰ 安全に暮らせるまち」

「Ⅱ 健康でやすらぐまち」

「Ⅶ 思いやりとふれあいのまち」

帯広市地域福祉計画 (平成 22～26 年度)

第四期帯広市高齢者保健福祉
計画・介護保険事業計画
(平成 21～23 年度)

第二期帯広市障害福祉計画
(平成 21～23 年度)

第二期帯広市障害者計画
(平成 22～31 年度)

おびひろ子ども未来プラン
(平成 22～31 年度)

けんこう帯広21
(平成 14～23 年度)

既存の関連計画を内包・横断
(整合性)

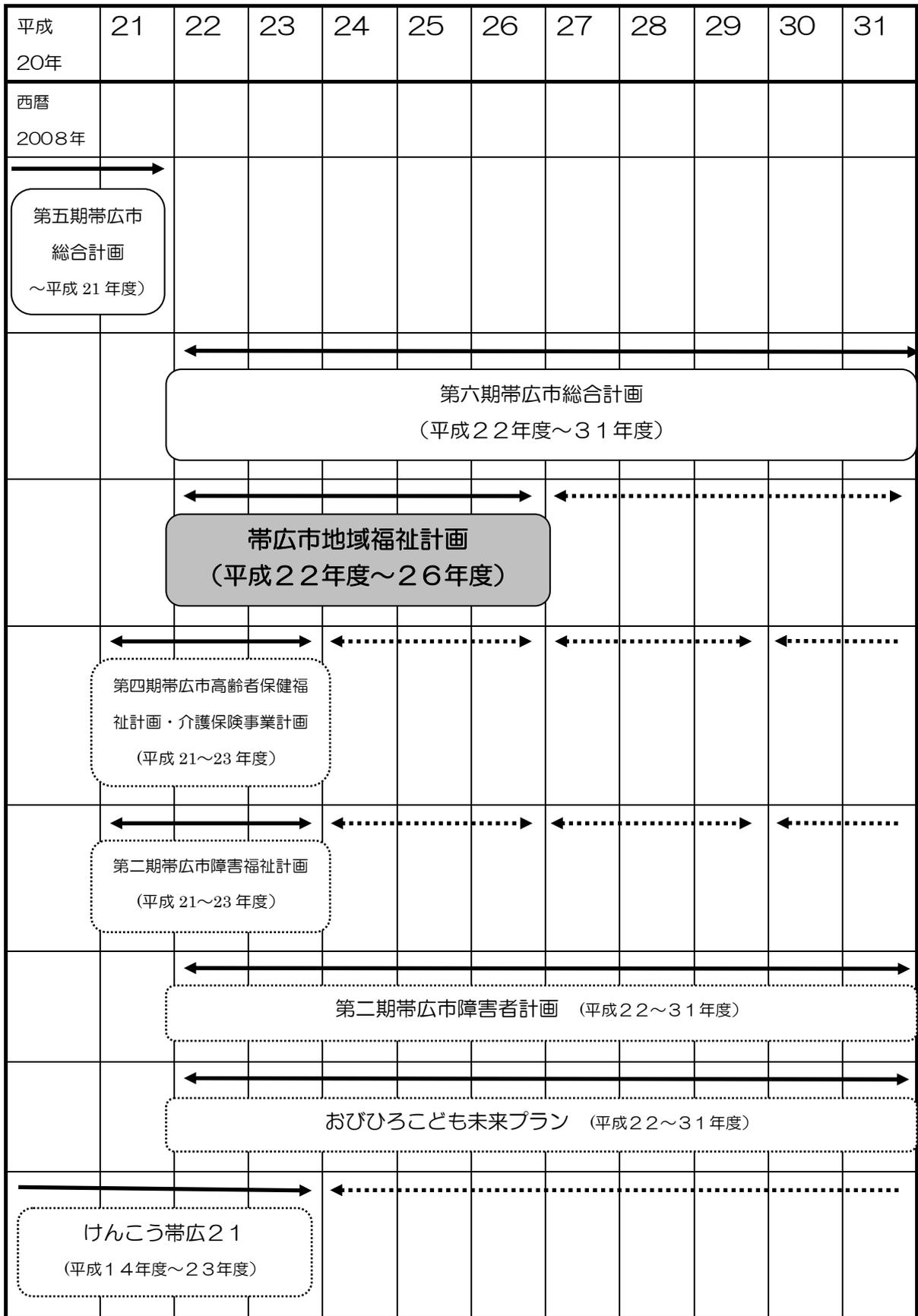
帯広市社会福祉協議会
地域福祉実践計画

連携・補完

おびひろ避難支援プランなどの部門別計画

連携・整合

(2) 市の計画との関係



4 計画の策定体制と意見の反映

(1) 策定体制

①帯広市地域福祉計画庁内策定委員会

地域福祉計画の策定に関して検討をおこなうため、庁内の関係各部課から構成する策定委員会を設置しました。

②帯広市健康生活支援審議会

保健・医療・福祉に関する総合的な調査審議を役割とする「健康生活支援審議会」から計画内容について意見などを聞きました。

(2) 市民意見の反映

地域の現状とともに、地域福祉に関する問題などを把握するために、アンケート調査をはじめ、意見交換会を実施しました。

①アンケート調査

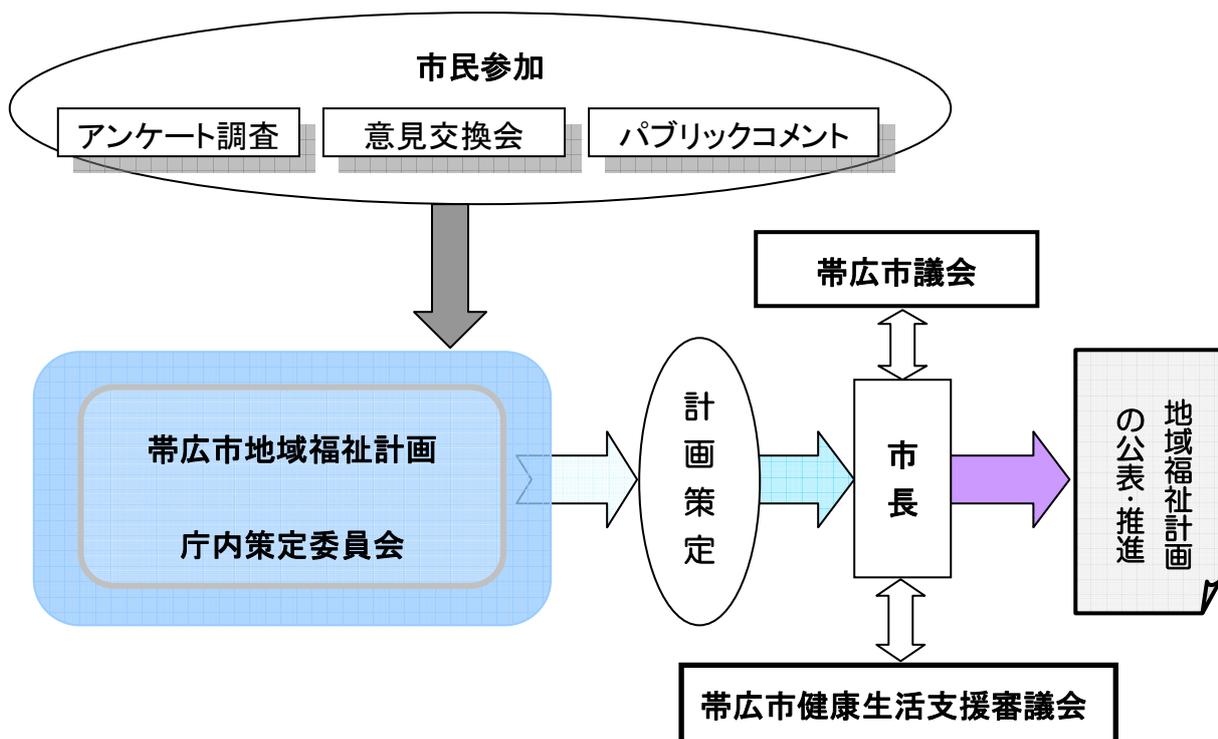
町内会及び福祉団体に向けて、地域福祉に関するアンケート調査を実施し、計330件の回答をいただきました。

②意見交換会

町内会や関係団体などとの意見交換会を実施しました。

③パブリックコメント

■計画策定体制

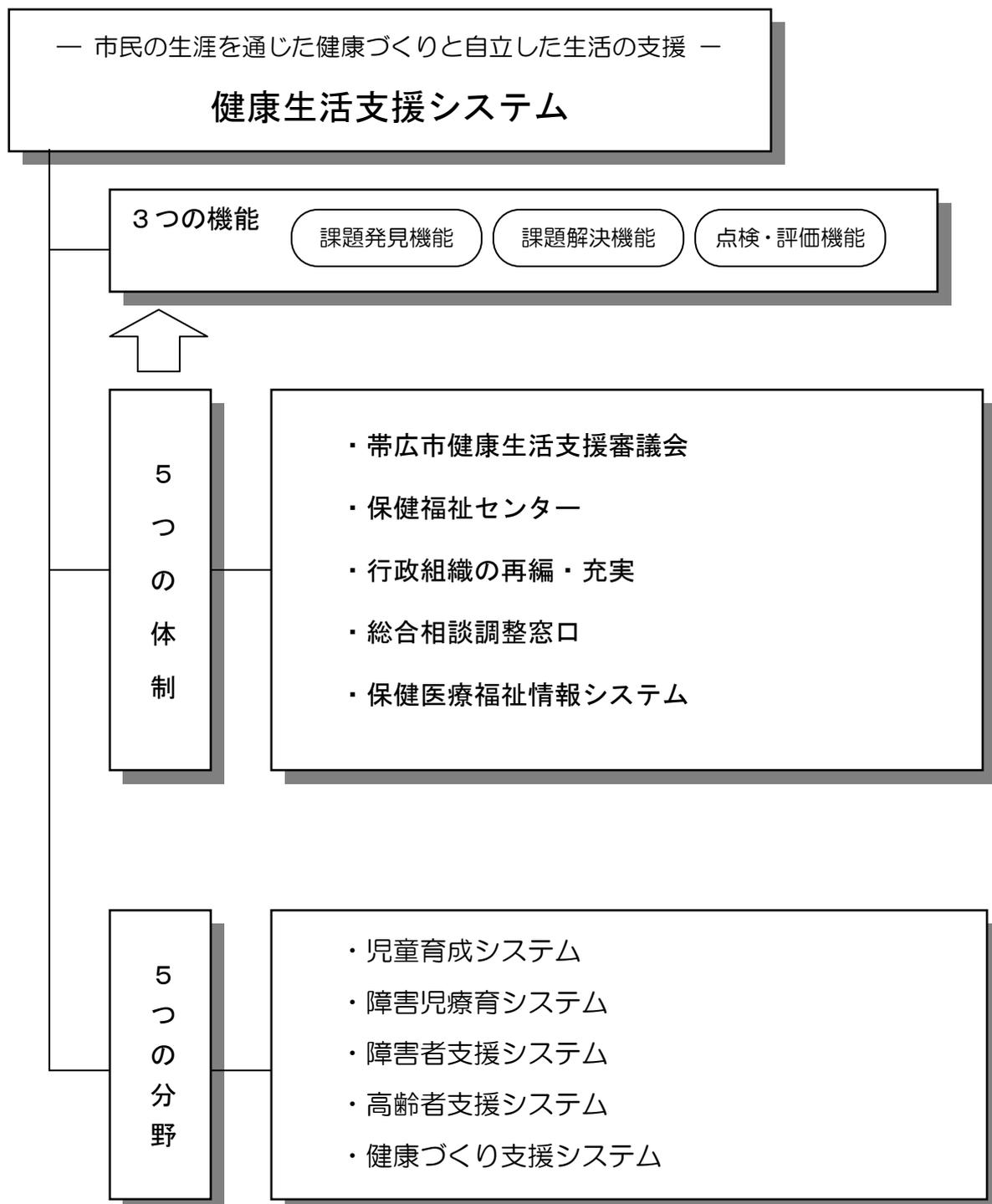


第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 帯広市健康生活支援システム基本計画の実施状況

(1) 健康生活支援システム

帯広市が保健・医療・福祉の関係者と協力して、市民一人ひとりの生活の質の向上をはかり、ひいては活力ある地域社会の創造をめざすしくみです。



(2) 健康生活支援システムの実施状況

健康生活支援システムを支える「3つの機能」「5つの体制」「5つの分野」などについて、次のとおり取り組んできました。

3つの機能

課題発見機能

課題解決機能

点検・評価機能

主な取り組み内容

- ①総合相談窓口の機能充実のために「市民のためのサービス向上委員会」を設置し、研修などに努めているほか、事務処理のチェック体制の強化をすすめています。(発見・解決)
- ②地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどを設置し、市民に身近な場所での相談やサービスの提供につとめています。(発見・解決)
- ③民間事業者の参画による「ケア会議」を定期的を開催しています。(解決)
- ④各個別計画の点検した内容は、審議会に報告し、報告内容はホームページで公開しています。(評価)

今後の方向性

地域福祉の推進をはかるために、3つの機能を充実し、市民サービスの向上につとめます。

5つの体制

帯広市健康生活支援審議会

主な取り組み内容

- ①平成14年8月に審議会を設置しました。
- ②本委員会、専門部会において、保健・医療・福祉に関する個別計画の点検をはじめ、総合的な調査審議をおこなっています。

今後の方向性

市民の要望や意見を的確に捉え、保健・医療・福祉の垣根を越えた総合的な調査審議をおこないます。

保健福祉センター

主な取り組み内容

- ①平成18年4月に供用開始しました。
- ②市民の健康増進のために、健康診査、各種がん検診、健康相談などのほか、子育て支援のために、母子健康手帳交付、予防接種、幼児ことばの教室などの事業を実施しています。
- ③相談窓口として、子育て支援総合センター、障害者生活支援センター、地域包括支援総合センターを設置し、市民の相談に対応しています。

今後の方向性

市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活を実現するための拠点施設として、保健福祉活動を推進します。

行政組織の再編・充実

主な取り組み内容

- ①平成19年4月に大幅な組織機構の見直しをおこない、こども未来部を新たに設置し、こどもに関する事務を集約し、関係する施策の連携強化をはかるとともに、総合的な取り組みをすすめました。
- ②保健、医療、福祉行政の多様化に対応するために、保健福祉部の企画調整機能の充実を検討し、平成19年度に各部に設置した企画調整監の事務分掌の中で、保健福祉部の企画調整機能の役割を果たしています。

今後の方向性

市民ニーズに適切に、また柔軟に対応するために、行政組織の見直しと点検につとめます。

総合相談調整窓口

主な取り組み内容

- ①平成18年度よりサービス調整機能と苦情処理機能を合わせもつ総合相談調整窓口を設置しました。
- ②総合相談窓口情報システムを活用した相談体制の充実をはかりました。

今後の方向性

複雑、多様化した市民の相談内容に対応したワンストップサービスとしての機能充実につとめます。

保健医療福祉情報システム

主な取り組み内容

- ①保健福祉情報システムとして、16のシステムが稼動し、総合的なサービス提供をおこなっていますが、市民や外部機関との情報の共有をはかるには、なお、検討が必要です。
- ②保健福祉の各種制度を紹介したホームページを開設しています。

今後の方向性

情報通信技術の進展を踏まえ、保健福祉が一体になったシステムの構築をはかります。

5つの分野

児童育成システム

主な取り組み内容

- ①子育て支援体制として、「子育て支援総合センター」「地域子育て支援センター」を設置し、支援体制の連携強化につとめています。
- ②「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、初期対応、関係機関との連携支援につとめています。
- ③子どもに関する総合的、体系的な計画の策定をすすめています。

今後の方向性

子どもたちが健やかに育つために、子育て支援の充実や地域で子育てを支える環境づくりをすすめます。

障害児療育システム

主な取り組み内容

- ①乳幼児健康診査や家庭訪問などにより、発達の遅れなどが疑われる子どもの早期発見と親子への継続した支援をおこなっています。
- ②発達に応じた療育につなげ、子どもの発達支援をすすめています。
- ③自立と社会参加に向けた保育、教育、交流などの取り組みをすすめています。

今後の方向性

早期発見、早期療育の視点に立ち、健康診査のほか、相談体制の充実をはかり、子どもと家族を含めた育児支援や発達支援をすすめます。
また、発達支援の充実のために関係機関との連携をすすめます。

障害者支援システム

主な取り組み内容

- ①障害者支援体制の整備として、総合相談調整窓口で専門相談員を配置し、より細やかな相談、対応にあたっています。
- ②障害のある人の福祉増進のため、障害者生活支援センターにおいて、各種講習会や行事を開催するほか、日常生活訓練などの事業を実施し、社会生活への適応性を高める取り組みをおこなっています。

今後の方向性

障害のある人が地域において、自立した生活に必要な支援やサービスを受けることができる相談支援体制の充実などをはかります。

高齢者支援システム

主な取り組み内容

- ①高齢者の交流機会や社会参加促進をはかるため、老人クラブの育成のほか、世代間交流やスポーツ活動などの支援をおこなっています。
- ②地域包括支援総合センターを設置し、他の地域包括支援センターの調整や相談業務のほか、ケア会議などを開催しています。
- ③町内会、民生委員、老人クラブなどとの連携により、地域における高齢者及び高齢者世帯の見守り活動をおこなっています。

今後の方向性

高齢者を地域で支える体制の整備など、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことのできる環境づくりをすすめます。

健康づくり支援システム

主な取り組み内容

- ①地域における健康づくり促進のために、リーダー（食生活改善推進員及び健康づくり推進員）の養成・育成をおこなっています。
- ②地域における健康づくり促進のために、ボランティア組織を活用した保健事業の実施と組織育成の支援をおこなっています。
- ③生活習慣病予防のために、帯広市医師会の協力により、医療機関で施設検診を実施しています。

今後の方向性

市民自らの健康に関する意識形成がはかれるように、地域での健康づくりに関する啓発や支援につとめます。

また、帯広市医師会の支援による医療機関での施設検診を通じて、かかりつけ医による健康管理の普及につとめます。

医療と保健福祉の連携

医療と保健福祉の連携

主な取り組み内容

- ①疾病の予防・早期発見のために、妊婦健診や10か月児健診、幼児歯科健診、生活習慣病予防のための各種がん検診などを、医療機関の支援により実施しています。
- ②帯広市医師会や十勝歯科医師会、医療機関の支援により、救急医療体制の確保につとめています。

今後の方向性

疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するとともに、安心して医療サービスが受けられるように、関係機関や医療機関と連携して地域の医療体制の充実をはかります。

また、適切なサービスが受けられることができる相談体制の充実と情報提供につとめます。

健康生活支援システムと市立病院

主な取り組み内容

- ①市立病院は平成16年3月で廃院しています。
- ②市立病院が担っていた医療機関の役割・機能については、関係機関や医療機関の支援により確保されています。

今後の方向性

十勝医療圏での地方センター病院や地域センター病院を核とした地域の医療資源の活用や医療機関の支援を得ながら、予防・早期発見や保健・福祉サービスとの連携の充実をはかり、市民が安心して暮らすことができるまちづくりにつとめます。

2 帯広市の保健・医療・福祉の状況

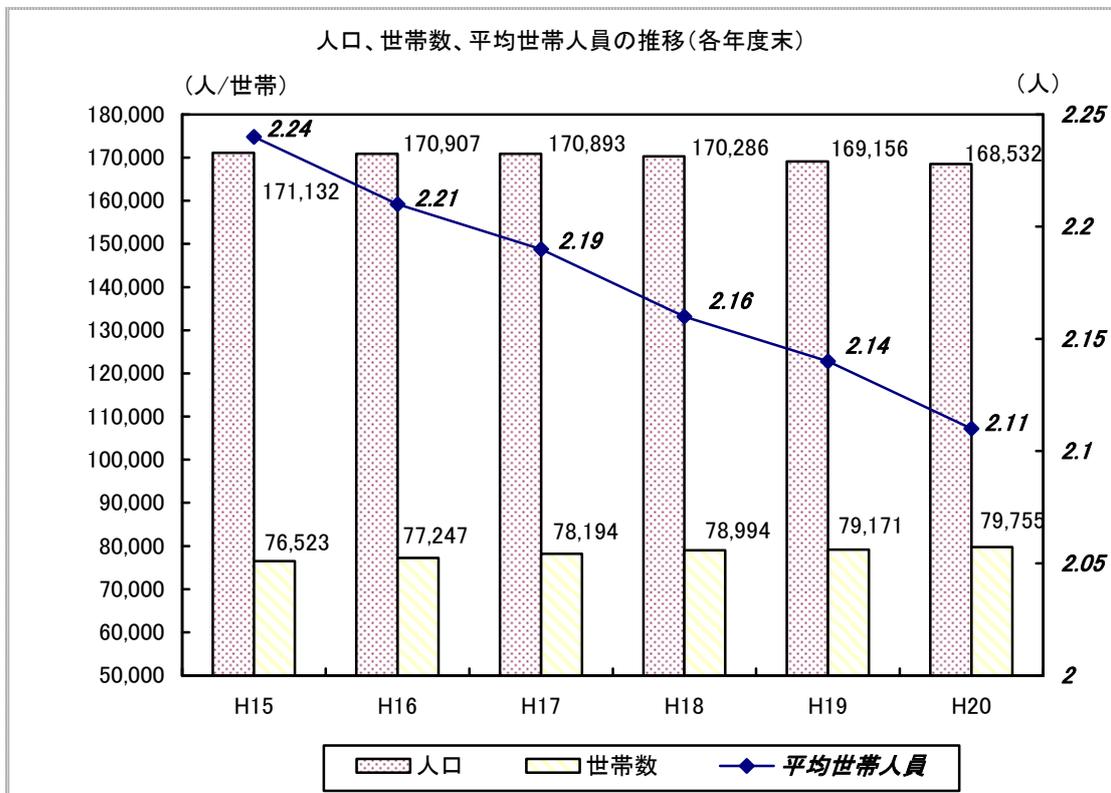
(1) 人口・世帯数・年齢別構成などの状況

①人口・世帯数・平均世帯人員の推移

- ・平成21年3月末現在、人口は168,532人、世帯数は79,755世帯となっています。

これまでの人口の推移を見ていくと、平成13年1月末の175,174人をピークに、平成20年1月末の17万人割れ以降減少が続いています。

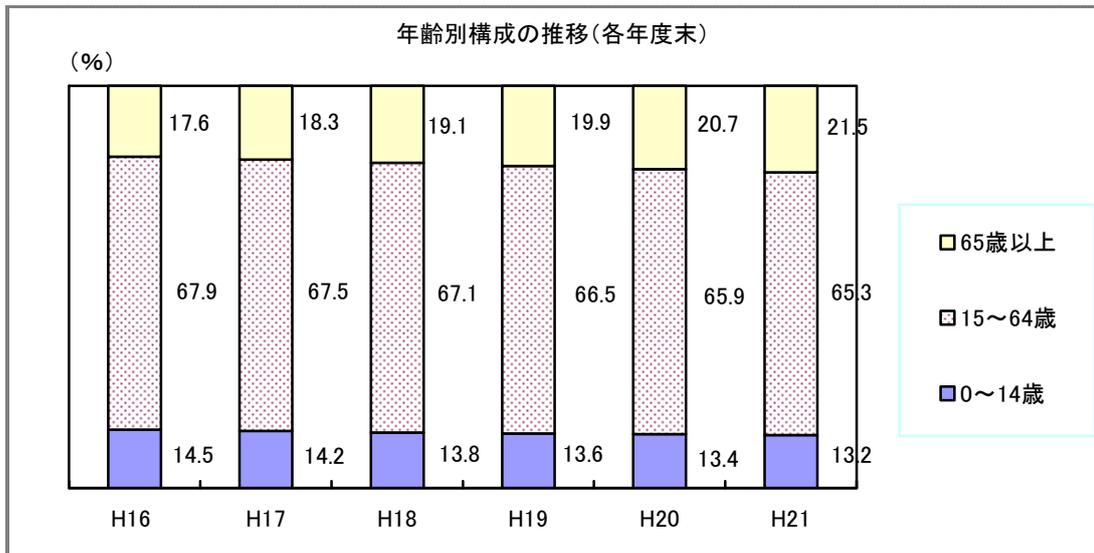
- ・世帯数は増加している一方、平均世帯人員は減少しており、核家族化がすすんでいます。



資料：帯広市住民基本台帳

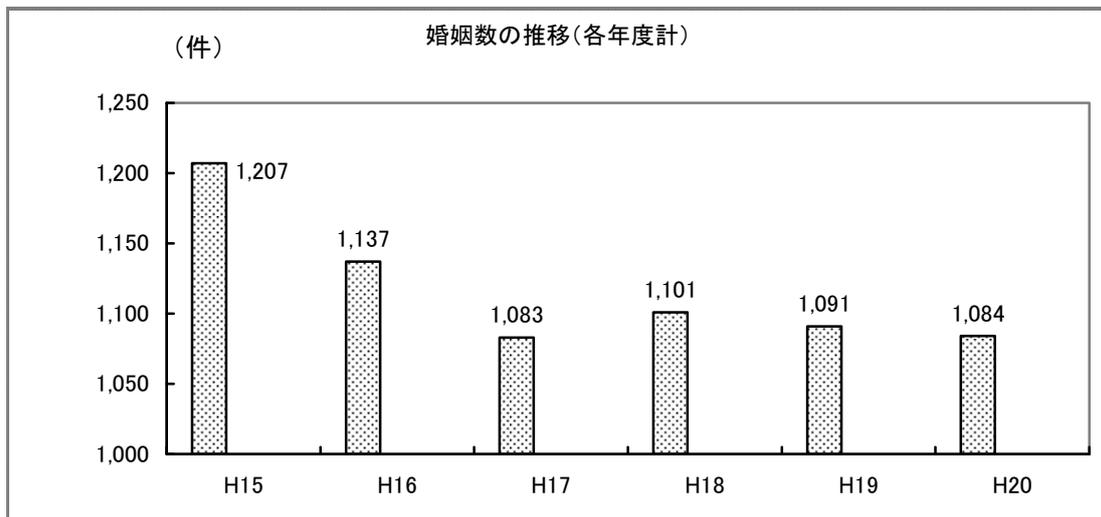
②年齢別構成の推移

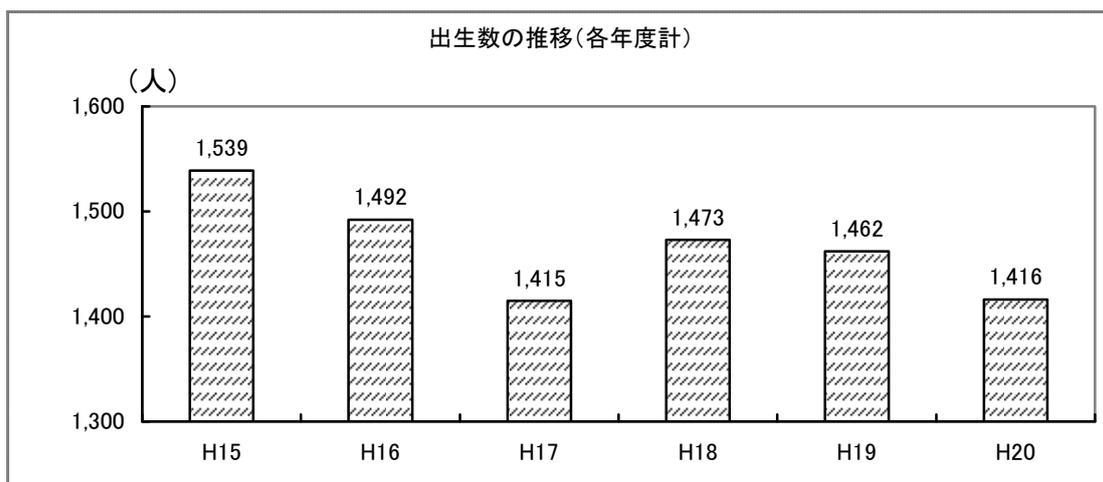
- ・0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は減少していますが、65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加しています。
- ・少子高齢化や人口減少、核家族化の進行は、経済の停滞や労働力人口の減少などのほか、従来家庭内で担われていた介護、育児機能の低下をもたらすこととなり、保健福祉施策に限らず、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。



③婚姻数と出生数の状況

- ・婚姻数は平成17年度まで減少傾向となっていました、その後はおおむね横ばいとなっています。
- ・出生数は平成17年度が特に少なく、全体として減少傾向が続いています。本市の合計特殊出生率は、平成10年～14年は、1.39でしたが、平成15年～19年は、さらに減少し、1.27となっています。



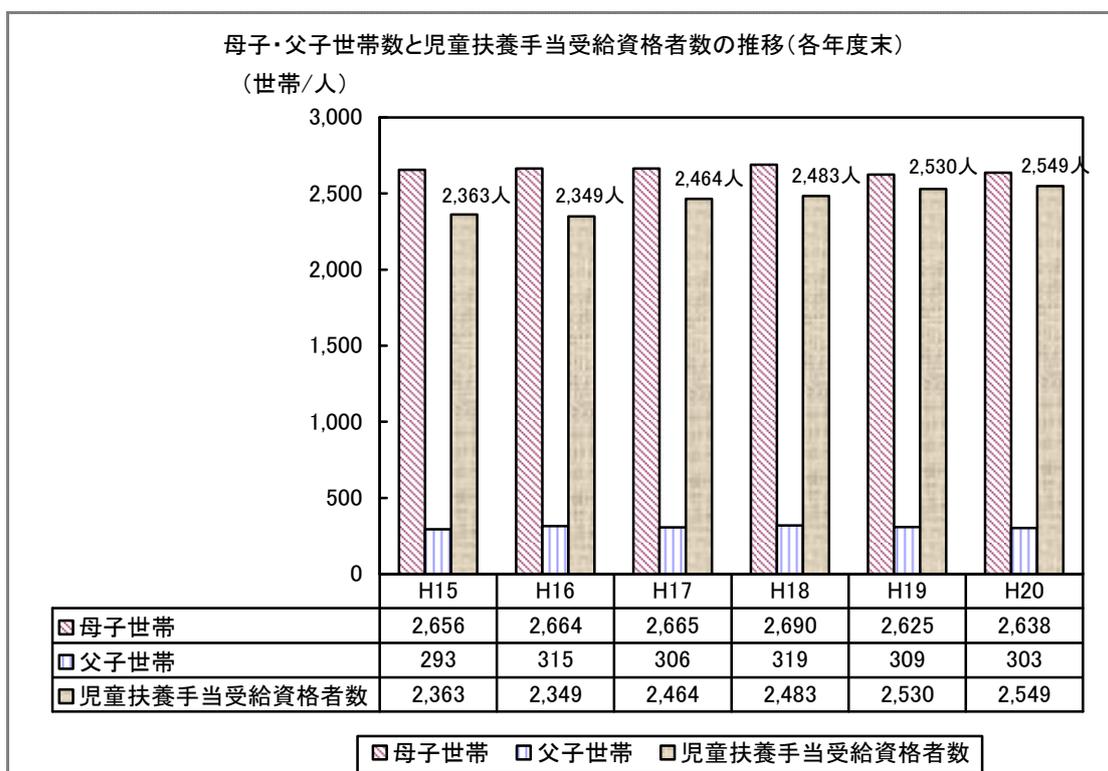


資料：帯広市住民基本台帳

(2) 子どもと家庭を取り巻く状況

①母子・父子世帯数などの推移

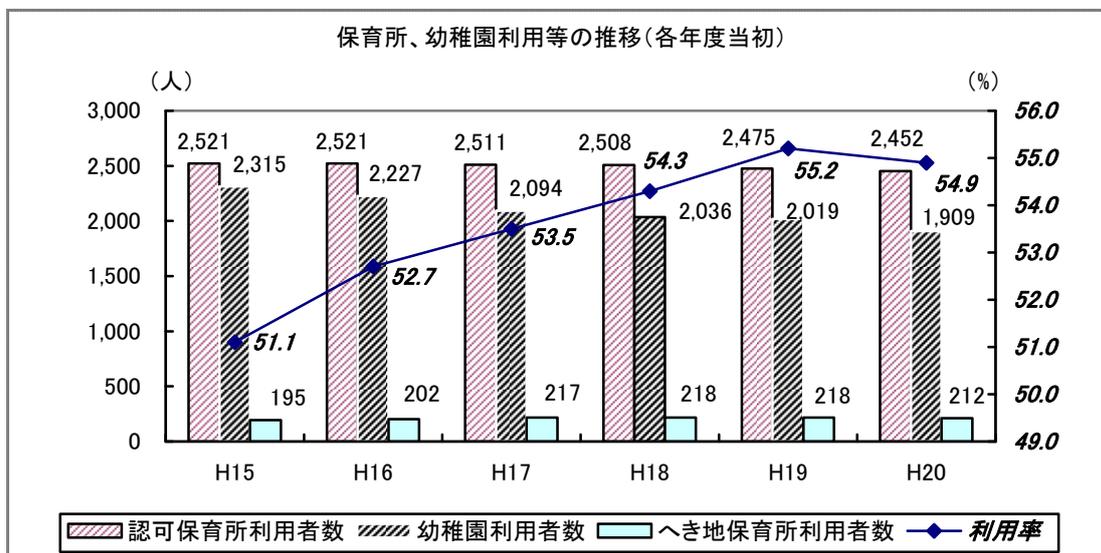
- ・ひとり親家庭の世帯数は、おおむね横ばい傾向にありますが、児童扶養手当受給資格者は増加しています。



資料：こども課

②保育所、幼稚園利用などの推移

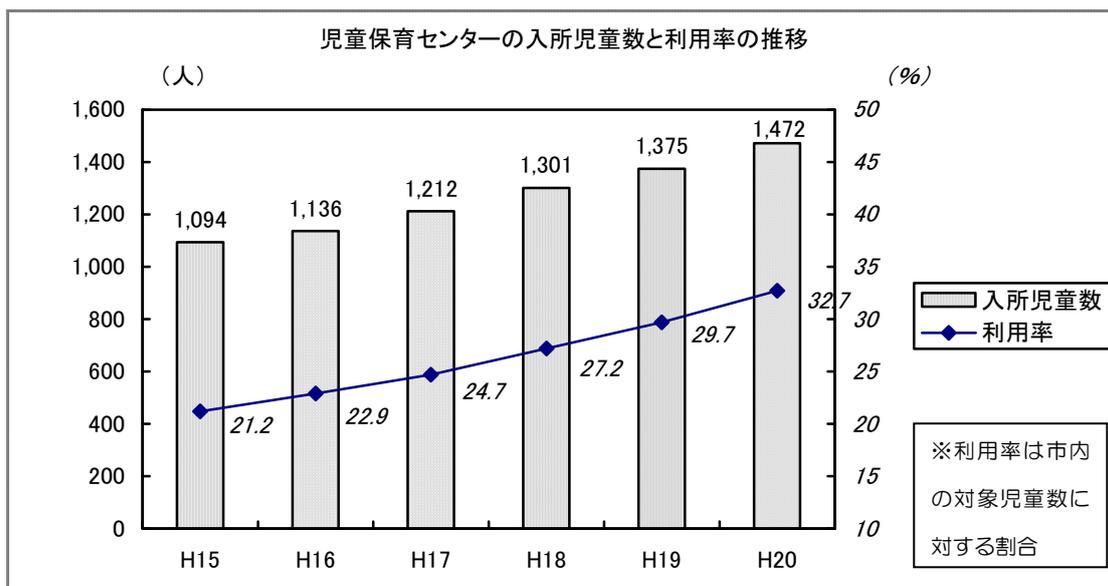
- ・認可保育所・幼稚園の利用者数は、対象となる子どもの人数の減少により、おおむね減少傾向にあります。両者を合わせた利用率は、平成19年度までは増加傾向にありましたが、平成20年度は減少しています。



資料：こども課

③児童保育センターの入所児童数と利用率の推移

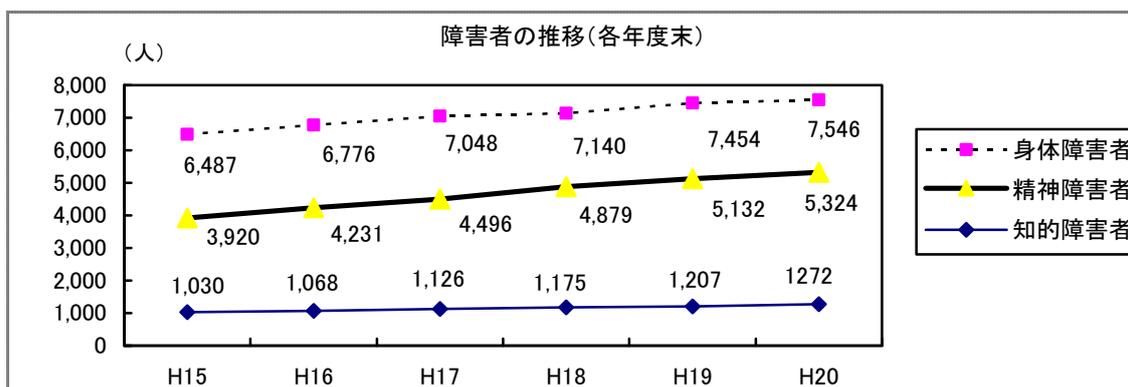
- ・就労などの理由により家庭で保育のできない小学1年生から3年生までの子どもを対象として、児童保育センターを開設しています。新たに児童保育センターを開設したこともあります。全体として入所児童数及び利用率はともに増加傾向にあります。



資料：こども課

(3) 障害のある人を取り巻く状況

身体障害者は身体障害者手帳交付者数、精神障害者は精神疾患などで通院や入院などの治療を受けている人の数、知的障害者は療育手帳交付者数で、三障害とも増加の傾向にあります。また、障害も重度化、重複化の傾向があります。

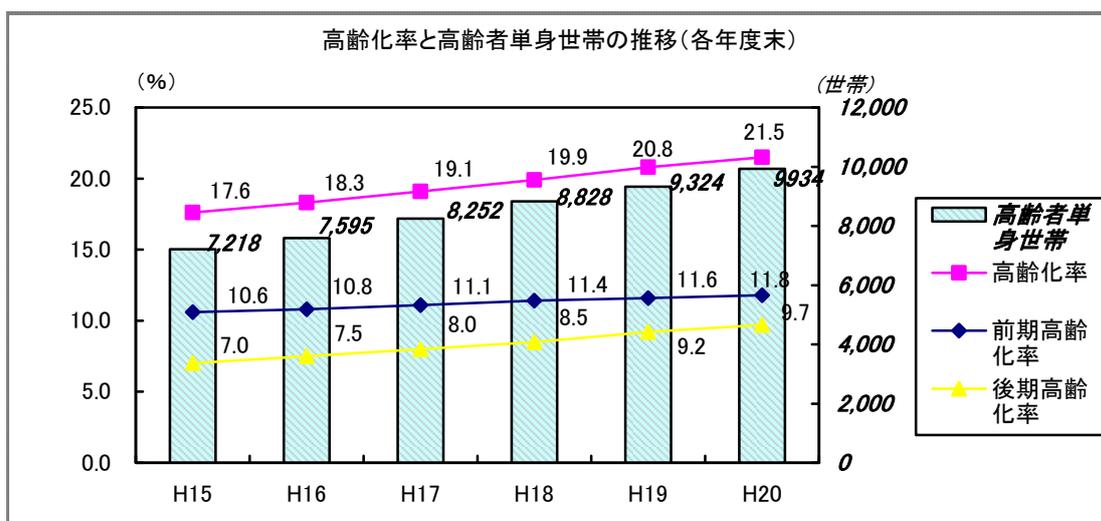


資料：障害福祉課

(4) 高齢者を取り巻く状況

① 高齢化率と高齢者単身世帯の推移

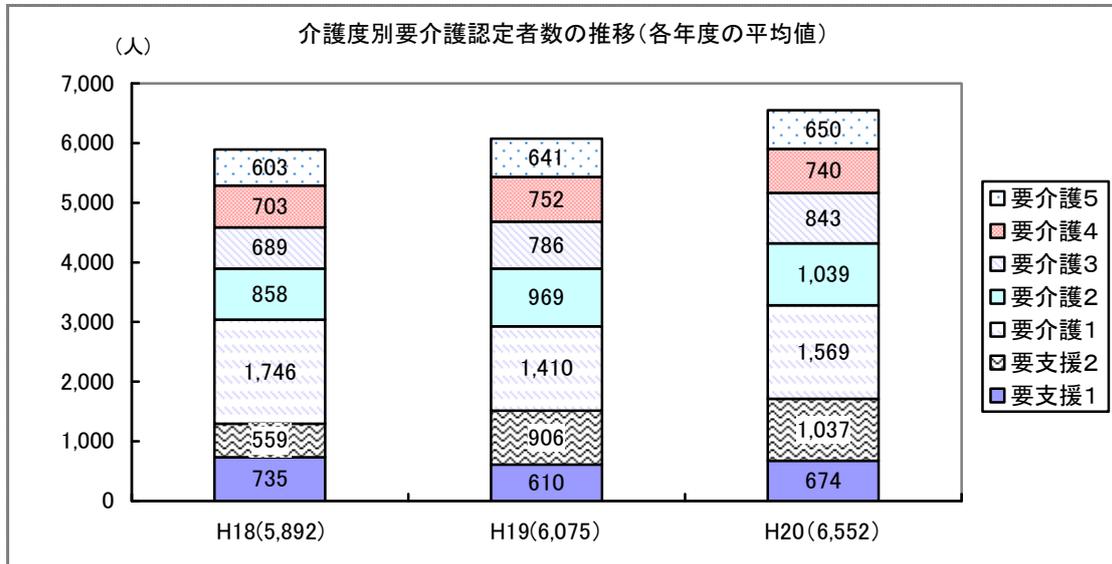
- ・平成21年3月末の高齢化率は、21.5%となっています。高齢化率の全国平均、22.1%（20.10.1現在、内閣府高齢化社会白書）、北海道平均、23.0%（20.3.31現在、住民基本台帳）より下回っています。しかし、介護保険事業計画では、平成26年度の高齢化率は26.1%と推計しており、4人に一人が65歳以上の本格的な高齢社会の到来が見込まれます。
- ・核家族化の進行により、高齢者単身世帯も年々増加しています。



資料：高齢者福祉課

②介護度別要介護認定者数の推移

- ・人口減少傾向に対して、65歳以上の第1号被保険者数は年々増加しており、これに連動して、要介護認定者数も増加しています。

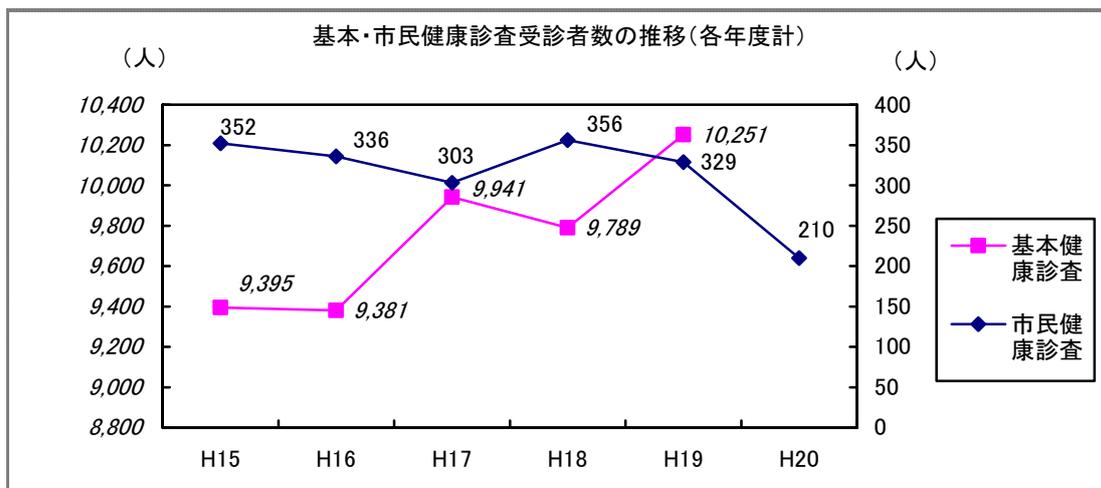


資料：介護保険課

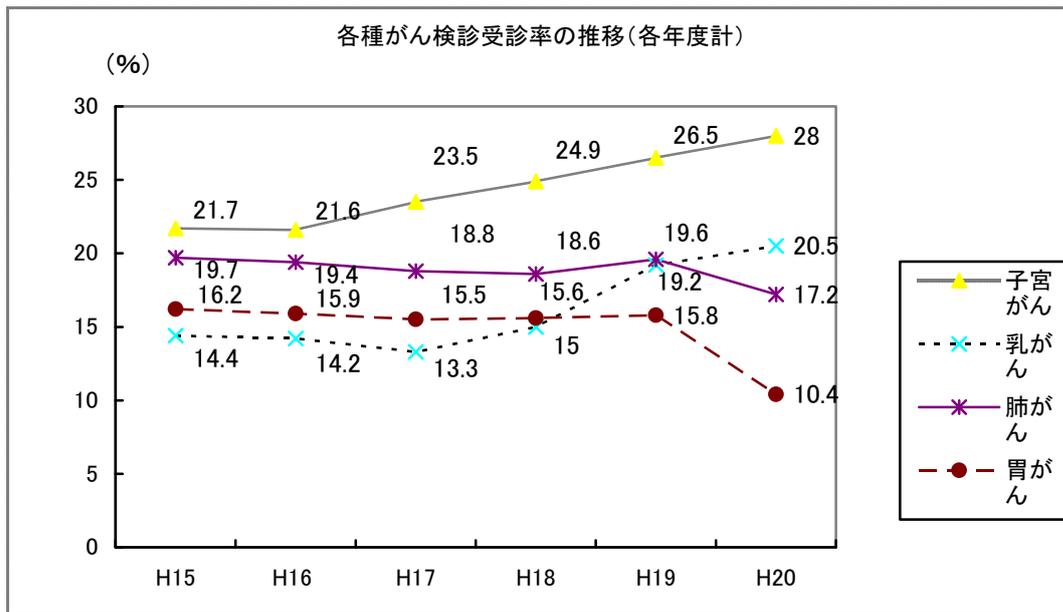
(5) 健康の状況

①各種健康診査受診者数の推移

- ・基本健康診査は平成19年度で終了し、翌年度からは各医療保険者が特定診査を実施しています。市民健康診査(対象：35歳以上40歳未満の市民)の受診者数は、減少傾向にあります。
- ・各種がん検診の受診率は、子宮・乳がんは増加傾向にあります。肺がんは減少しています。



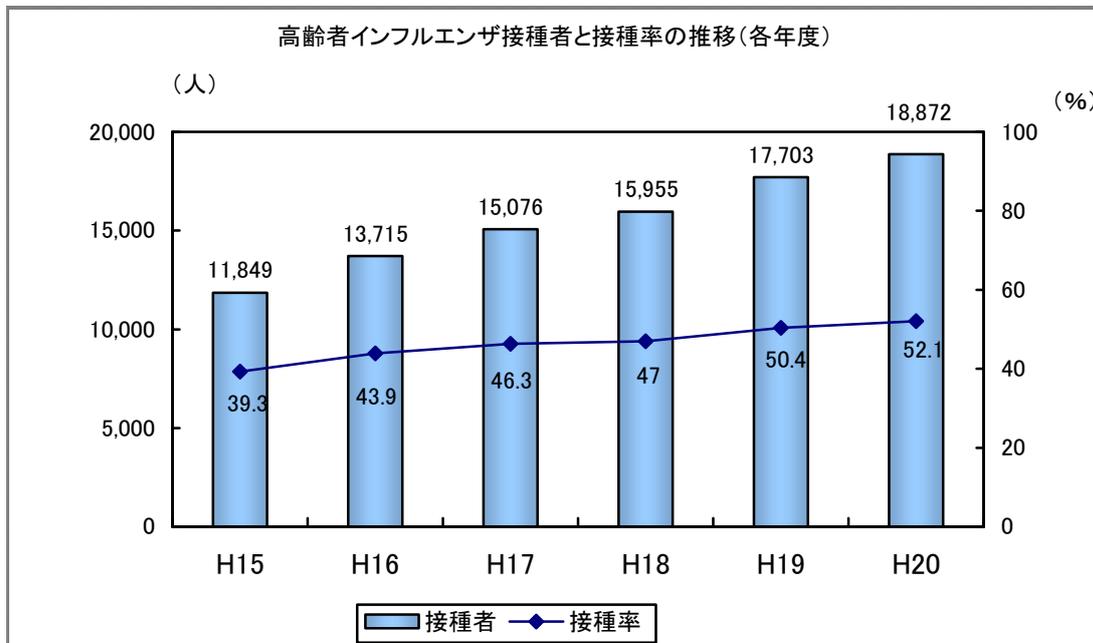
資料：健康推進課



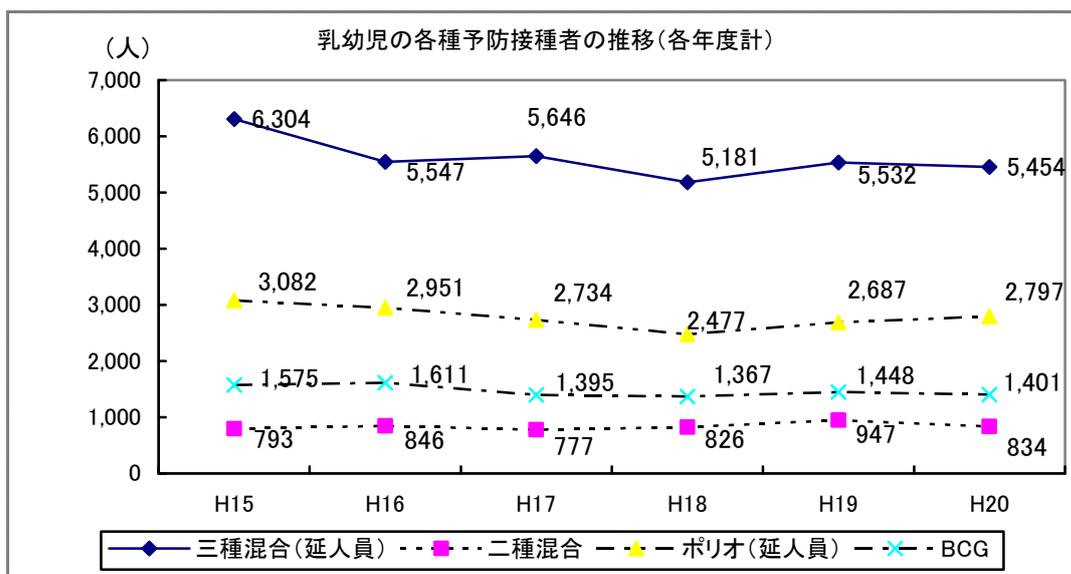
資料：健康推進課

②各種予防接種者の状況

- ・高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は、高齢化に伴い、年々接種者及び接種率は増加しています。
- ・乳幼児を対象とした各種予防接種は、少子化に伴い接種者数が減少傾向にあります。接種率については高い水準を維持しています。



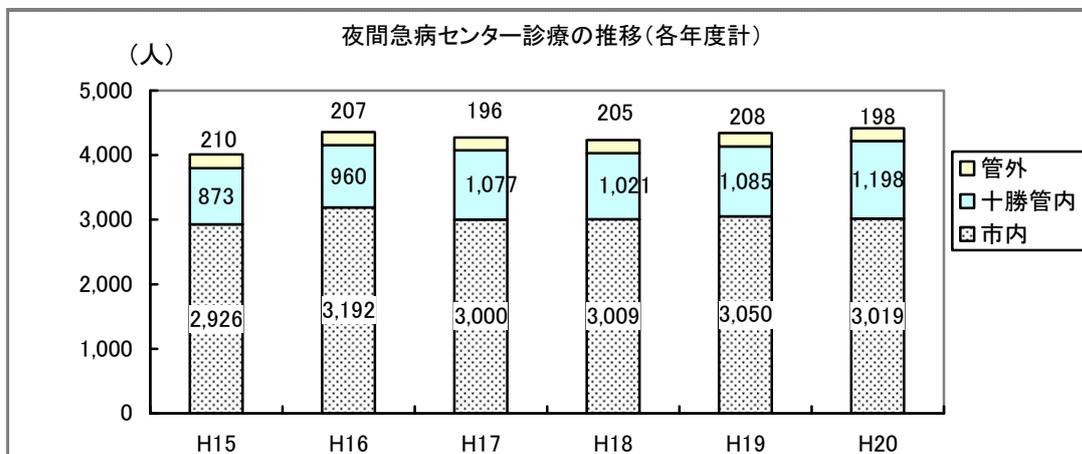
資料：健康推進課

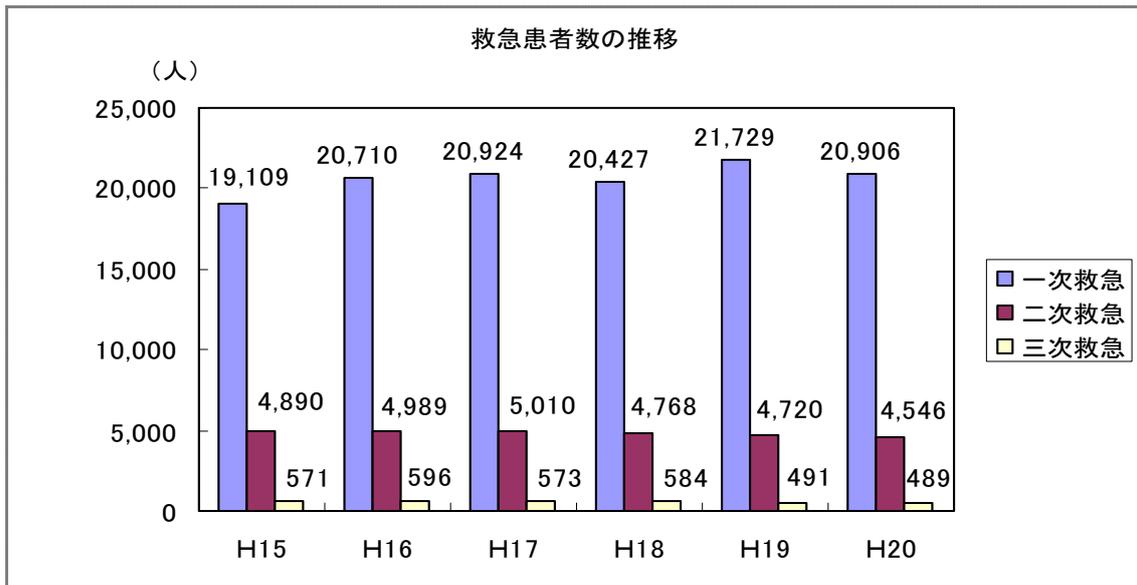


資料：健康推進課

(6) 医療の状況

- ・ 高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などに伴い、医療需要の増加、専門化・高度化がすすんでいます。
本市の10万人当たりの医療施設数は、病院はほぼ全道平均であり、一般診療所と歯科診療所は平均を上回っています。
- ・ 救急医療については、在宅当番医と夜間急病センターによる初期救急、病院による二次救急、救命救急センターによる三次救急の体制が整備されています。
- ・ 帯広厚生病院は、「がん診療連携拠点病院」に指定、「総合周産期母子医療センター」に認定されています。また、帯広協会病院は、「地域周産期母子医療センター」に認定されており、妊娠に対する医療及び高度な新生児医療などの周産期医療や質の高いがん医療・相談支援が提供されるようになってきています。

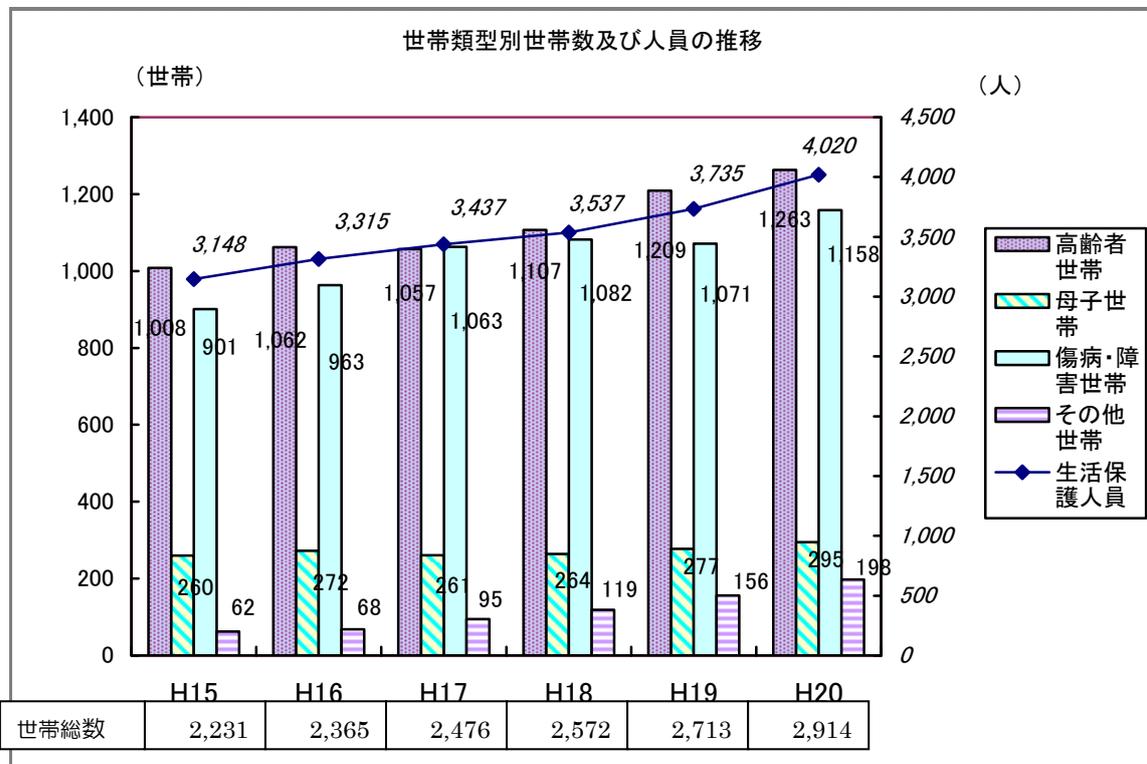




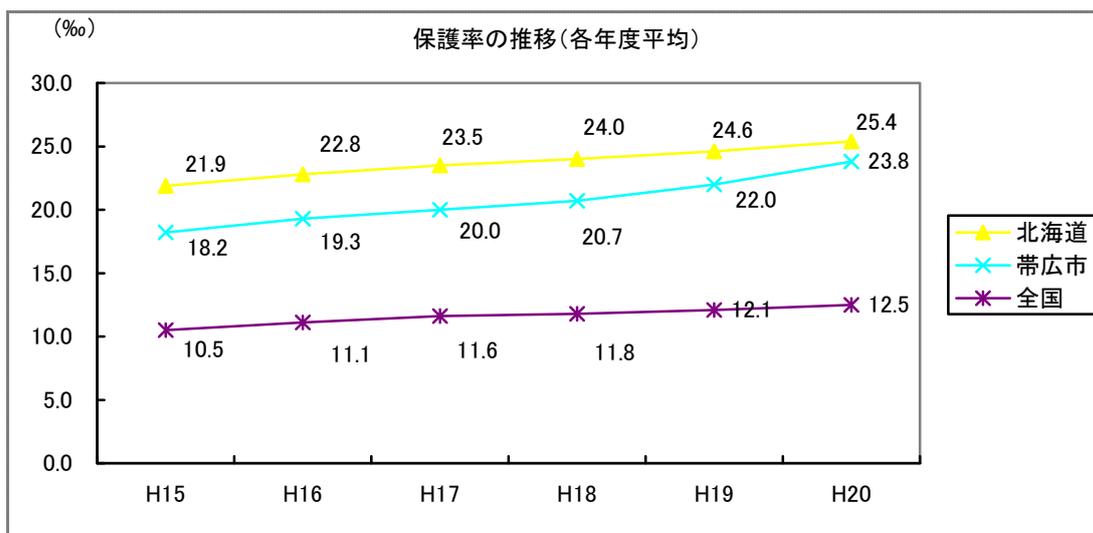
資料：健康推進課

(7) 生活保護の被保護世帯数、人員の状況

- ・生活保護世帯数及び人員は年々増加しています。特に、高齢者世帯、母子世帯が増加しています。
- ・保護率については、近年の経済状況の影響を受けて増加しており、北海道平均に近づいています。



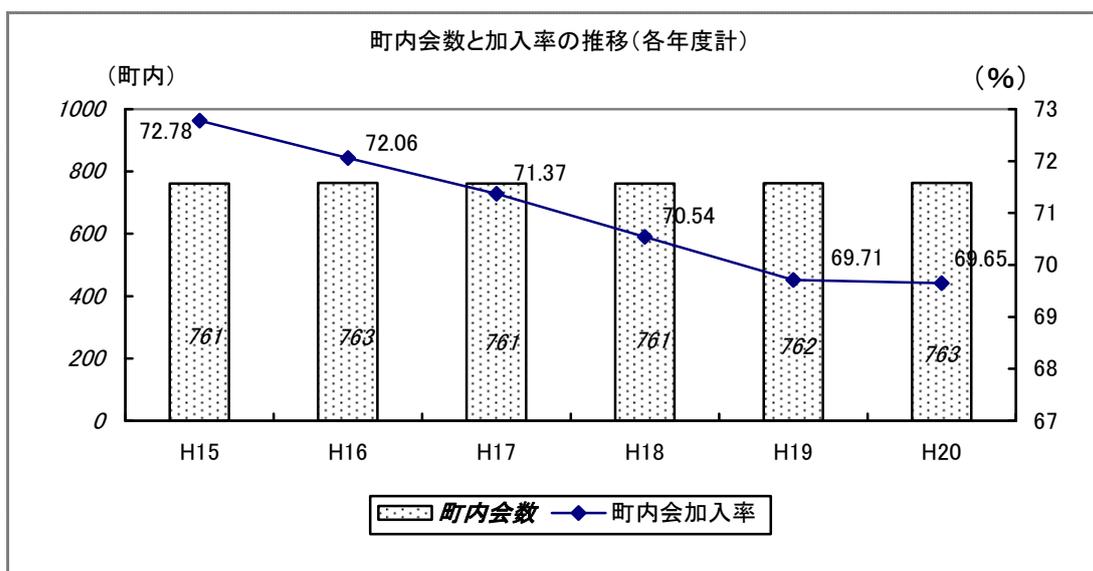
資料：保護課



資料：保護課

(8) 町内会活動の状況

町内会の数は、ほぼ横ばいがありますが、核家族化や近所付き合いの変化などにより、町内会加入率は減少しています。

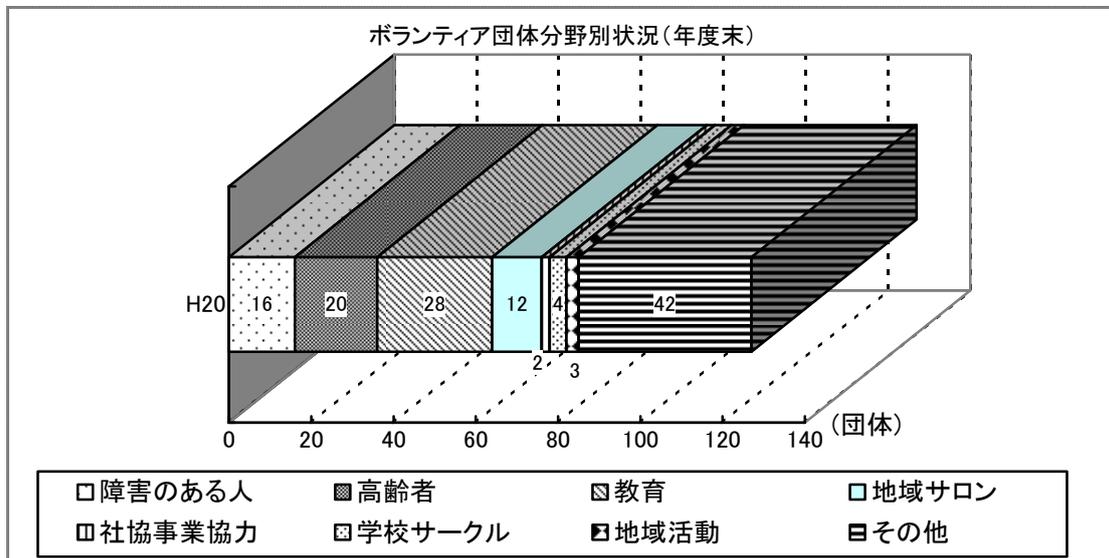
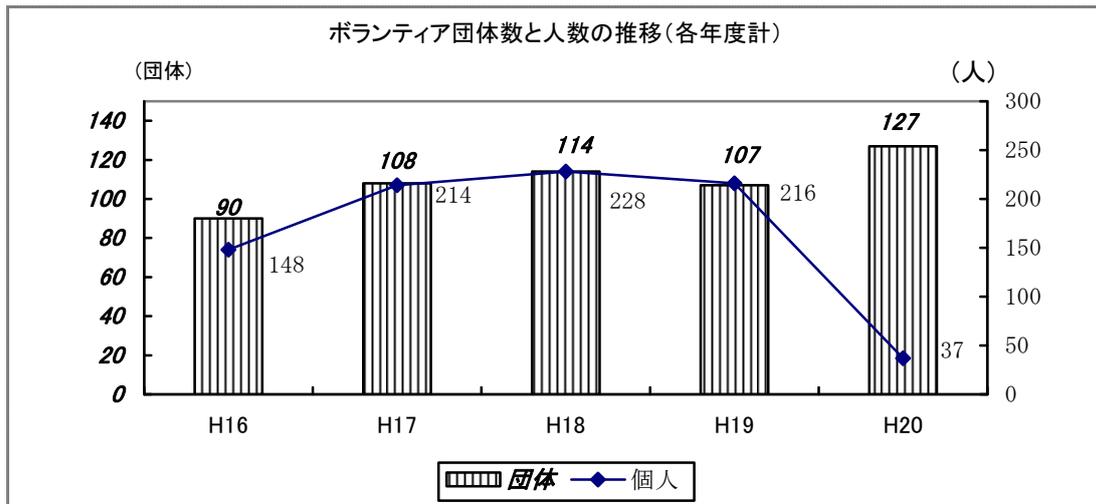


資料：市民活動推進課

(9) ボランティア、NPOの状況

① ボランティア団体数と人数の推移

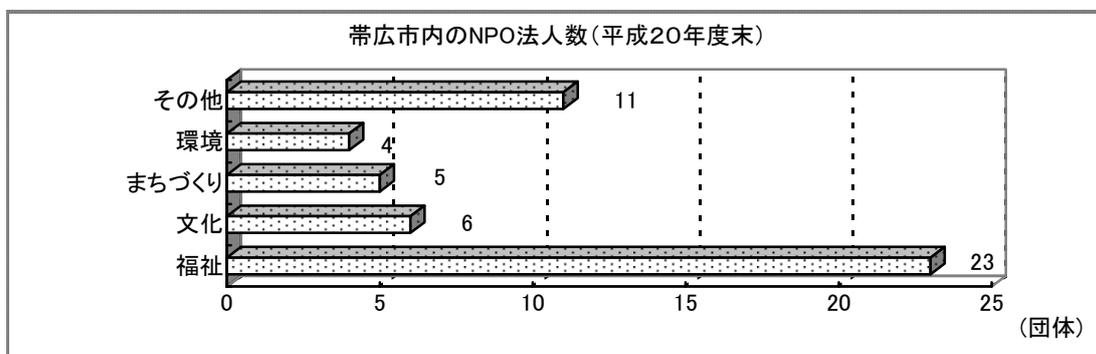
- ・ ボランティアセンターに登録している団体及び個人については、団体数は横ばいですが、個人は減少しています。
- ・ 分野別にみると、教育関係が多く、続いて障害のある人、高齢者など福祉に関係する団体の登録が多くなっています。



資料：帯広市社会福祉協議会

②NPOの状況

・帯広市内のNPO法人数についても、福祉に関する団体の数が多くなっています。



資料：十勝支庁

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域住民同士の関係は希薄化しています。

しかし、アンケート調査や意見交換会においては、身近な地域での助け合い、見守り活動、交流など地域住民同士の親しい関係が必要であるとの声が多く、市民が相互に協力し、支え合いながら健康でいきがいをもって生活できる地域社会の構築が求められています。

こうしたことから、

『市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援』

を基本理念として定め、地域の人々と行政や保健福祉関係者がお互いに連携・協力し、地域で自立して生き生きと生活できる豊かな社会を築くことを目指します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、計画の基本目標を次のとおり定めます。

『子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や
地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと
暮らすことができるまちづくり』

3 計画の基本的視点

計画の基本理念を踏まえ、基本目標を実現するために、次の4つの基本的視点をもって策定します。

I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で暮らせるように、地域福祉に対する意識の醸成や啓発をすすめるとともに、防犯・防災・交通安全面における地域の安全・安心の体制づくり、公共施設の整備などをすすめます。

II 地域の活動を積極的にすすめるために

地域の中には何らかの生活課題を抱え、支援を必要とする人が多くなっています。

地域をより良くしていくためには、市民の力が不可欠で、地域福祉は「市民参加」が前提となります。

広く市民や団体などと協働して、支え合いの仕組みをつくるとともに、地域活動の支援、人材の育成をすすめます。

III 安心して利用できるサービスを実現するために

利用する市民の視点に立ち、必要としている人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、保健・医療・福祉をはじめ、各関連分野のネットワークにより、適切な支援や総合的なサービスを提供できる体制の整備につとめます。

IV 総合的な健康づくりを推進するために

市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援のために、家庭や地域、学校、職場、保健・医療・福祉関係者などが連携をはかりながら、市民の心身の健康を維持・増進する体制づくりをすすめます。

第4章 施策の展開

1 施策の体系

基本 目標	基本的視点	施策の基本方向	主な施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり</p>	I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために	1 ノーマライゼーション理念の定着	①心のバリアフリーの促進
		2 ユニバーサルデザインのまちづくり	①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 ②都市基盤の整備
		3 防災、防犯活動の推進	①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進
	II 地域の活動を積極的にすすめるために	4 地域の福祉活動の推進	①地域で支える仕組みの充実 ②地域活動の促進 ③交流機会の促進 ④コミュニティ活動の推進 ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進
		5 地域福祉を担う人材育成の促進	①地域の人材の育成 ②ボランティアの養成
	III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために	6 相談・支援体制の充実	①総合的な相談体制の整備 ②地域における相談体制の充実 ③権利擁護事業の充実
		7 適切な福祉サービス利用の促進	①在宅サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③障害福祉サービスの提供体制の充実
		8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立	①サービス提供団体間の連携の促進 ②地域生活移行の推進 ③療育施策の充実 ④子育て支援の総合的連携の推進
	IV 総合的な健康づくりを推進するために	9 健康づくりの推進	①健康づくり活動の推進 ②健康づくりの意識の普及 ③介護予防の推進
		10 医療との連携	①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実 ③予防、早期発見の取り組みの促進 ④医療機関の機能分担と連携

2 施策の基本方向及び主な施策

地域福祉計画の基本目標を実現するためには、基本的視点を踏まえ、次の10の「施策の基本方向」に沿って、施策を展開します。

施策の展開にあたっては、健康生活支援システムの「3つの機能」と「5つの体制」を運用し、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活を実現するための施設である「保健福祉センター」と高齢者・障害のある人・福祉団体の活動拠点である「グリーンプラザ」を拠点施設として施策を推進していきます。

施策の基本方向 1 ノーマライゼーション理念の定着

【現状と課題】

福祉制度などの改正に伴い、高齢者や障害のある人の地域生活への移行促進が想定されます。

このため、ノーマライゼーション理念の定着をはかり、高齢者や障害のある人を地域の中に受け入れ、支援する体制を整えていくことが必要です。

また、町内会など地域でのイベントを通じて地域で暮らす高齢者や障害のある人と地域の交流をすすめ、市民一人ひとりが認知症や障害などへの理解を深め「心のバリア」を解消し、相手に対する思いやりをもつなど、あらゆる機会を通じて福祉意識の向上をはかっていくことが必要です。

【施策の目標】

さまざまなハンディキャップを持つ人たちを地域で支えて、地域社会の一員として生き生きと暮らせる環境づくりに努め、誰もが暮らしやすいと感じる地域づくりをすすめます。

【主な施策】

①心のバリアフリーの促進

ノーマライゼーション理念の定着に向け、ハード面でのバリアフリー化はもとより、高齢者や障害のある人などに対する理解促進や男女共同参画の啓発につとめます。

【現状と課題】

高齢者や障害のある人をはじめ市民の誰もが地域活動や趣味・生涯学習活動などさまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

帯広市では、「帯広市福祉環境整備要綱」や「ユニバーサルデザイン指針」を策定し、誰もが使いやすい建物や道路、公園など、ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめています。

また、高齢者や障害のある人の居住環境の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに基づく住宅の新築・改築に対し、融資・助成をおこなっています。

地域生活への移行を促進する方向に重点が置かれる中、今後も、すべての人が快適に暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境の整備を促進することが必要です。

【施策の目標】

誰もが暮らしやすい生活環境を整備していくために、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた地域づくりをすすめます。

【主な施策】

①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進

市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組みます。

②都市基盤の整備

高齢者や障害のある人が自立した地域生活を送るために、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した住みよい居住環境への支援や公共施設などの整備をすすめます。

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、市民が安全で安心して過ごせるよう、防災や防犯、交通安全の体制が整備された地域であることが必要です。

最近では、災害時における障害のある人や高齢者などの要援護者の安否確認などが地域の課題となっています。

しかし、地域では、自主防災組織づくりはすすんでいるものの、高齢化や町内会加入率の低下などにより町内会活動が停滞してきているほか、個人情報保護の面からも住民情報の把握が難しくなっています。

災害に対する日頃の備えや訓練をすすめるとともに、行政と地域が協力して災害時要援護者の情報を把握する仕組みや体制づくりが必要です。

また、子どもや高齢者をはじめとする市民が犯罪や交通事故の被害に遭うことのないよう、市民の防犯や交通安全に対する意識を高めるとともに、地域において見守りや声かけなどにより日頃から地域内のつながりを強め、安全な地域づくりをすすめることが必要です。

【施策の目標】

日常から緊急時・災害時に備え、地域における組織づくりや体制の構築など、安全で安心な地域づくりをすすめます。

また、関係機関との協力体制のもとで防犯・交通安全の施策の充実をはかり、安心して生活できる地域づくりをすすめます。

【主な施策】

①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進

- ・災害時に備え、地域の防災活動を促進するとともに、高齢者や障害のある人などに対しては、災害時の要援護者の把握につとめ、地域における避難支援体制を構築します。
- ・安全で安心な地域づくりのため、関係機関・団体と連携し、防犯に関する学習機会や情報の提供を通じ、市民の防犯意識の向上をはかります。
- ・子どもや高齢者などに対する交通安全教育に取り組み、交通安全意識の啓発をすすめます。

【現状と課題】

地域の福祉課題に対しては、さまざまな目的を持って活動している町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブほかさまざまな関係機関と地域との連携により解決することが求められています。

あわせて、市民一人ひとりが相互に助け合う意識を高め、地域の福祉活動を推進することも欠かせません。

地域に暮らす人たちが身近な人たちへの声かけ、児童などの登下校時見守りなど地域一体となった活動などのほか、情報の提供や共有、啓発活動を日常からおこなうことにより、地域コミュニティの充実をすすめることが必要です。

これまで、地域の福祉の中核機関である社会福祉協議会が地域課題の把握と問題解決に向けて、地域での福祉活動をおこなっていますが、今後さらなる地域福祉の推進をはかるため、市と社会福祉協議会が連携し、地域や市民主体の福祉活動を支援することが必要です。

【施策の目標】

市民が日常生活において協力し、支え合うことのできるネットワークを地域で構築するとともに、既存の市民活動の情報や様子などの情報発信を積極的におこない、より多くの市民が地域での活動へ参加できる環境づくりにつとめます。

【主な施策】

①地域で支える仕組みの充実

民生委員・児童委員や町内会などとの連携により、子どもの安全やひとり暮らしの高齢者、障害のある人を地域で見守る体制を充実します。

②地域活動の促進

地域福祉を推進する福祉団体などの活動を支援します。

民生委員・児童委員の適正配置により、地域における相談活動をすすめます。また、地域住民のふれあいや交流の場の提供などを通して、支え合う地域福祉活動を促進します。

③交流機会の促進

文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障害のある人の社会参加を促進するほか、地域社会の一員として生き生きと暮らし、意欲や能力に応じて働けるよう、就労の場の確保、充実につとめます。

④コミュニティ活動の推進

地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会をはじめ地域活動をおこなっている市民グループやNPO、ボランティア団体などの活動を支援します。

⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進

学校、家庭、地域、ボランティアなどとの連携による子どもの居場所づくりの拡充をはかるほか、地域で青少年を育てる意識啓発や青少年の育成活動を推進します。

施策の基本方向 5 地域福祉を担う人材育成の促進

【現状と課題】

ボランティアやNPO活動など、市民による社会福祉分野をはじめ幅広い分野での貢献活動への関心が高まっており、さまざまな活動が展開されています。

地域福祉活動は、基本的に活動を行う「人」に支えられています。地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題であり、リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的におこなっていくことが必要です。

また、人材育成は単なる知識や技術の提供・修得のみにとどまるのではなく、その機会を通じて福祉のこころを育むことも必要です。

【施策の目標】

地域福祉に対する市民の意識や気運を高めて、地域で核となる役割を担う人材育成の取り組みをすすめます。

【主な施策】

①地域の人材の育成

福祉現場などの経験者（退職者）、高齢者などを地域福祉を担うリーダーとして育成するための研修などの実施につとめます。

②ボランティアの養成

高齢者福祉、障害者福祉などに関するボランティアを養成するとともに、ボランティア活動の参加を市民に働きかけます。

施策の基本方向 6 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

市民が抱える保健・医療・福祉に関する課題は多岐にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みはさまざまです。

保健・医療・福祉に関する相談は、市の総合相談窓口のほか、地域包括支援センターや子育て支援総合センター、障害者生活支援センターなどで対応しています。

また、民生委員・児童委員は、市民の身近な相談、支援者として活動しています。

市民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変大きなものがあります。

地域から孤立する人が出ないように、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていく相談・支援体制を強化していくことが必要です。

【施策の目標】

市や社会福祉協議会のほか、関係機関、各種相談員などを含めた相談体制の周知につとめます。

また、地域において保健・医療・福祉に関するさまざまなサービスの相談や支援がスムーズにおこなうことができる体制づくりをすすめます。

【主な施策】

①総合的な相談体制の整備

総合相談窓口のほか、市民の生涯を通じ、健康づくりと自立した生活の支援を実現する拠点施設である保健福祉センターにおける相談体制機能の充実につとめ、保健・医療・福祉に係る必要なサービスを効率的・効果的に提供する体制の整備につとめます。

②地域における相談体制の充実

- ・ 育児不安の軽減のため、市内に配置されている「地域子育て支援センター」を中心に、地域レベルの子育て支援機能を充実します。
また、保育所や幼稚園においても育児相談や情報提供などをおこない、地域の子育て家庭を支援します。
- ・ 高齢者やその家族などからのさまざまな相談を必要なサービスにつなげるとともに、身近な相談窓口としての地域包括支援センター機能の充実をすすめます。
- ・ 地域自立支援協議会の運営強化をはかり、相談支援や情報提供をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりをすすめます。

③権利擁護事業の充実

認知症などで判断能力が低下した高齢者や障害のある人などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の積極的な活用をはかります。

施策の基本方向 7 適切な福祉サービス利用の促進

【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が主体的にサービスを選択する利用制度となったことから、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取り組みをすすめることが必要です。

帯広市では、子育て支援・高齢者福祉・障害者福祉などにおいて個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて福祉サービスが提供されるよう各施策を推進しています。

多様化・複雑化する市民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどによるさまざまなサービスの参入を促進することも必要です。

また、高齢あるいは障害によりサービスを選択する判断能力が不十分な人も、安心してサービスを利用できる仕組みづくりをすすめることも必要です。

【施策の目標】

安心して利用できる福祉サービスの制度や仕組みの周知をすすめます。

また、事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

【主な施策】

①在宅サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続していくため、日常生活圏域ごとのバランスを考慮した地域密着型サービスの充実をはかります。

②保育サービスの充実

延長保育や休日保育、一時保育など、市民生活の多様化に対応した保育サービスの充実や特別な支援を必要とする子どもの受入体制を充実し、集団生活の中でともに成長できるよう、子どもの状況に応じた保育をおこないます。

③障害福祉サービスの提供体制の充実

障害のある人の生活を支えるため、障害の状態や生活状況に応じた適切なサービスの提供をすすめます。

施策の基本方向 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立

【現状と課題】

福祉サービスの提供は、行政及び関連組織・機関などが中心となっておこなわれてきましたが、縦割り型の対応になる傾向が多く、多様化・複雑化する市民の福祉ニーズに必ずしも十分に対応できる状況になっていない面もあります。

また、一つの機関だけで解決できない問題も多く、関係機関、事業者の連携の中で、福祉サービスの提供を総合的に調整し、提供する体制の整備をすすめることが必要です。

【施策の目標】

市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるよう、保健・医療・福祉及び関係する分野の機関が連携し、福祉サービスの提供を総合的に調整する体制づくりをすすめます。

【主な施策】

①サービス提供団体間の連携の促進

福祉サービスの更なる充実のため、帯広市社会福祉協議会やNPOなど、さまざまなサービス提供団体との連携をすすめます。

②地域生活移行の推進

障害のある人の地域移行を促進するため、居住場所や就労場所の確保、必要な福祉サービスなどを総合的に支援する体制の構築を目指します。

③療育施策の充実

障害のある子ども一人ひとりのライフステージに応じた発達支援と家族支援のシステム構築を関係機関との連携のもとですすめます。

④子育て支援の総合的連携の推進

安心して子どもを生み育てることができるよう、子どもと子育て家庭に対し、子育てに関するさまざまな施策を市民や企業、行政が連携しながら社会全体で総合的にすすめます。

施策の基本方向 9 健康づくりの推進

【現状と課題】

健康な状態を保って生涯を暮らし続けることは、誰もが望むことです。

少子高齢化が進行する中で、生き生きとした暮らしを送り、長く社会とのかかわりを持つためには、市民一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していくことができる取り組みを一層充実させていくことが必要です。

また、市民一人ひとりの健康づくりへの取り組みはもとより、家庭や地域、学校、職場、保健・医療・福祉関係機関などが連携をはかりながら、健康づくりをすすめることも必要です。

【施策の目標】

健康づくりに対する市民の意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりをすすめます。

【主な施策】

①健康づくり活動の推進

生活習慣病やこころの健康に関する相談活動をはじめ、妊産婦と乳幼児の健康診査や妊娠、出産、育児に関する相談事業などを通じて市民の主体的な健康の保持増進の取り組みをすすめます。

②健康づくりの意識の普及

市民の健康づくりに関する意識の普及をはかるほか、各種検診の機会の提供や予防に関する知識の普及をはかります。

③介護予防の推進

要支援、要介護になるおそれの高い方などを対象に、介護予防サービスを提供し、介護予防をすすめます。

施策の基本方向 10 医療との連携

【現状と課題】

地域の医療環境は、十勝医療圏域における地方センター病院の帯広厚生病院と地域センター病院の帯広協会病院が中核的な役割を担い、地域の医療機関との連携のもと、高度・専門医療から診療所を中心としたプライマリ・ケアまでの医療提供体制が整備されています。

また、高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などに伴い、医療に関する需要が増加し、高度化・専門化がすすむほか、長期間の療養や介護を必要とする人が増加しています。

患者の生活の質の向上を重視する観点から、在宅医療やリハビリテーションなどを高めることが必要です。

【施策の目標】

市民が住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるように、在宅医療やリハビリテーションを提供できる医療機関・介護サービス事業者・訪問看護ステーションなどとの連携をはかり、帯広保健所などと協力しながら、地域の保健・医療・福祉の連携強化につとめます。

【主な施策】

①地域医療体制の充実

医療機関や関係機関との連携をはかりながら、周産期医療体制の支援など、安心して医療を受けられる体制づくりにつとめます。

②救急医療体制の充実

医療機関や関係機関との連携と役割分担に基づく救急医療体制の充実につとめ、十勝二次医療圏での受入体制を支援します。

③予防、早期発見の取り組みの促進

今後も医療機関や保健福祉センター、コミュニティセンターなどでの乳幼児健康診査、予防接種、各種検診を実施し、病気や障害の予防、早期発見につとめます。

④医療機関の機能分担と連携

北海道医療計画の基本的方向の一つとして、疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）又は事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）ごとの医療連携体制の構築を掲げており、医療機関の連携によって患者の治療を分担、完結する医療体制の構築を支援します。

第5章 計画の推進体制

1 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関など、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民・ボランティア・NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

自分が暮らす地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について自分たちで考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、活動内容の充実とサービスの多様化をはかり、複雑化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本とし、地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。

また、地域の一員として、社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられています。

計画を推進するうえでは、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、さらには、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが求められています。

(5) 行政の役割

地域の福祉活動を促進するための支援をすすめます。庁内体制として、保健医療福祉にとどまらず、住宅、環境、雇用、教育、都市政策など幅広い分野の連携が必要です。

そのため、関係する部・課が密接に連携し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築し庁内が一体となって施策を推進します。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の点検及び見直しについては、帯広市健康生活支援審議会が毎年度、帯広市から点検結果の報告を受け、市長に対し意見を述べることができます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映されます。点検及び見直し内容は、市民に公表します。

資料編

1 審議会等

(1) 審議会・アンケート調査等

調査等 事項	審議会	アンケート調査	意見交換会	パブリックコメント
実施時期	平成21年9月～ 平成22年2月	平成20年12月～ 平成21年1月	平成21年8月～ 平成21年12月	平成22年1月～ 平成22年2月
名称等	帯広市健康生活支援 審議会	地域福祉に関するア ンケート調査	帯広市地域福祉計画 意見交換会	帯広市地域福祉計画 パブリックコメント
内容等	帯広市地域福祉計画 原案についての審議	地域福祉に関する意 識調査の実施	地域福祉の課題等に 対する意見交換等	帯広市地域福祉計画 原案に対する意見を 募集
実施回数	4回	1回	10回	1回
対象者等	委員構成：23名	対象者：帯広市内町内 会、福祉団体等	対象者：高齢者に係る 団体、地域に係る団 体、子どもに係る団 体、障害者に係る団体 等	意見提出件数：26件 対象者：市民等

(2) 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	団体名等
1	◎ 堀 修司	社団法人帯広市医師会
2	佐和 弘基	社団法人帯広市医師会
3	真井 康博	社団法人帯広市医師会
4	鹿野 泰邦	社団法人帯広市医師会
5	佐藤 幸宏	社団法人帯広市医師会
6	坂井 敏夫	社団法人帯広市医師会
7	有田 修造	社団法人十勝歯科医師会
8	柁安 秀樹	社団法人十勝歯科医師会
9	渡邊 秀教	社団法人北海道薬剤師会十勝支部
10	若林 宣龍	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会
11	松崎 拓郎	帯広ボランティア連絡協議会
12	畑中 三岐子	帯広市手をつなぐ育成会
13	坂本 廣子	社団法人帯広身体障害者福祉協会
14	鈴木 捷三	帯広市町内会連合会

No.	氏名	団体名等
15	村上 勝彦	学識（特別養護老人ホーム施設長）
16	前田 弘文	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
17	樋渡 喜久雄	帯広市社会福祉施設連絡協議会
18	安達 愛子	帯広市老人クラブ連合会
19	佐藤 多佳子	公募
20	中川 滯子	公募
21	久保 陽一	公募
22	本吉 裕子	公募
23	箕浦 義則	公募

◎委員長

2 帯広市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成21年 4月21日	帯広市地域福祉計画庁内策定委員会設置
平成21年 5月 1日	第1回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会開催
平成21年 6月18日	第1回帯広市地域福祉計画ワーキング会議
平成21年 8月20日	第2回帯広市地域福祉計画ワーキング会議
平成21年 8月24日	地域福祉計画意見交換会（高齢者に係る団体等） 地域福祉計画意見交換会（地域に係る団体等）
平成21年 8月25日	地域福祉計画意見交換会（子どもに係る団体等）
平成21年 8月26日	地域福祉計画意見交換会（障害者に係る団体等）
平成21年 9月 2日	第1回帯広市健康生活支援審議会 ・帯広市地域福祉計画（骨子案）について
平成21年 9月16日	厚生委員会 ・帯広市地域福祉計画（骨子案）について
平成21年11月13日	第2回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会開催 ・帯広市地域福祉計画（原原案）について
平成21年11月18日	第2回帯広市健康生活支援審議会 ・帯広市地域福祉計画（原原案）について
平成21年11月25日	厚生委員会 ・帯広市地域福祉計画（原原案）について
平成21年12月 2日	地域福祉計画意見交換会（ボランティアアドバイザー）
平成21年12月10日	地域福祉計画意見交換会（地域に係る団体等）
平成21年12月11日	地域福祉計画意見交換会（高齢者に係る団体等）

平成21年12月14日	地域福祉計画意見交換会（子どもに係る団体等） 地域福祉計画意見交換会（帯広市町内会連合会）
平成21年12月15日	地域福祉計画意見交換会（障害者に係る団体等）
平成21年12月21日	第1回帯広市地域福祉計画幹事会 第3回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会開催 ・帯広市地域福祉計画（原案）について
平成22年 1月 6日	第3回帯広市健康生活支援審議会 ・帯広市地域福祉計画（原案）について
平成22年 1月12日	厚生委員会 ・帯広市地域福祉計画（原案）について
平成22年 1月15日～ 平成22年 2月15日	帯広市地域福祉計画パブリックコメント
平成22年 2月 1日	地域福祉計画意見交換会（民生委員・児童委員連盟帯広支部）
平成22年 2月16日	第2回帯広市地域福祉計画幹事会 第4回帯広市地域福祉計画策定委員会 ・帯広市地域福祉計画（案）について
平成22年 2月19日	厚生委員会 ・帯広市地域福祉計画（案）について
平成22年 2月24日	第4回帯広市健康生活支援審議会 ・帯広市地域福祉計画（案）について

3 アンケート調査結果の概要

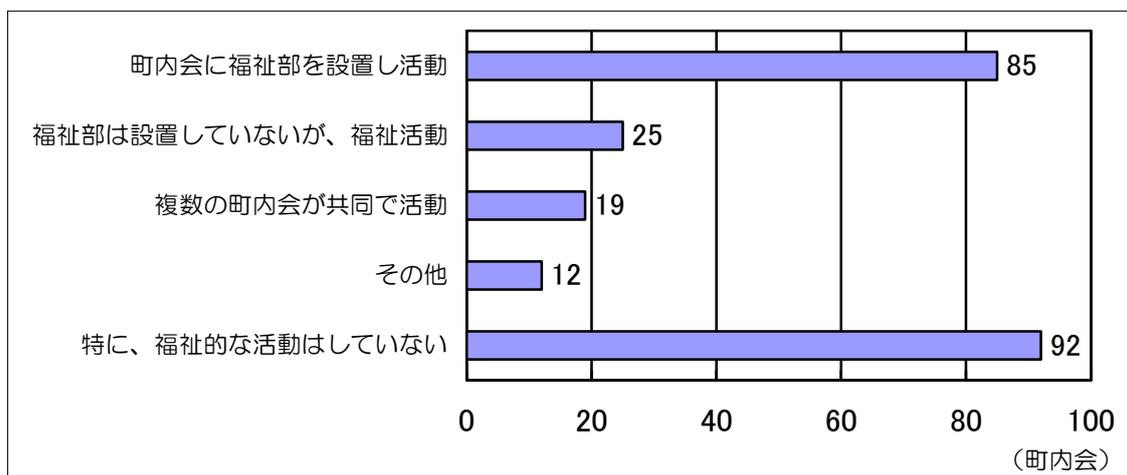
(1) 平成20年度 地域福祉に関するアンケート調査〈町内会向け〉

- ①調査期間 平成20年12月12日～平成21年1月9日
- ②調査対象者 帯広市内全町内会
- ③回答者数 245件
- ④調査結果等 主な質問内容に対する回答及び意見を記載

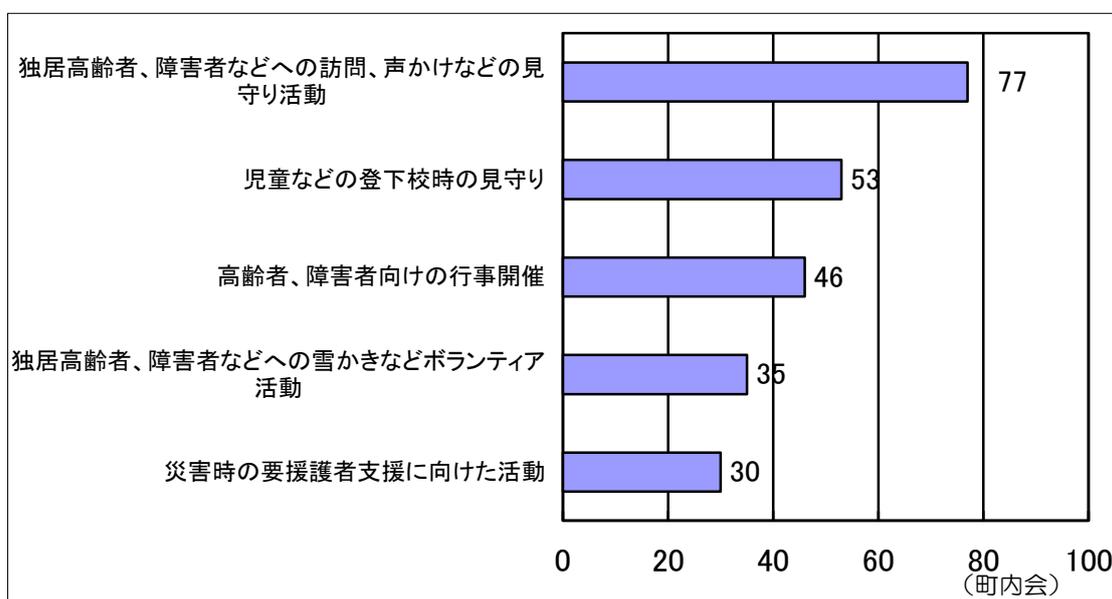
問1 あなたの町内会では、高齢者・障害者支援などの福祉的な活動や福祉ボランティアを行っていますか？ 行っている場合は、主な活動内容を選んで下さい。

(複数選択可)

(福祉活動・福祉ボランティア活動について)

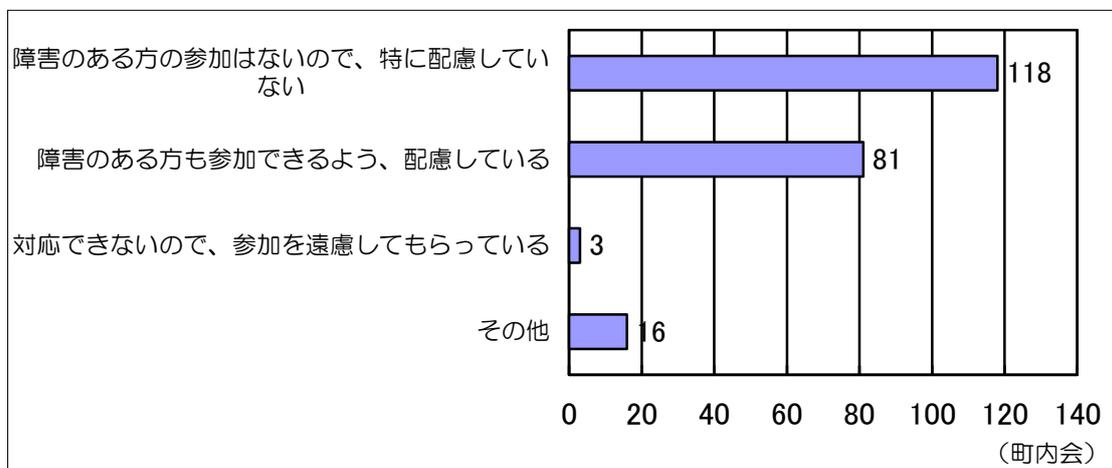


(活動内容)



問2 市では障害のある人もない人も普通の生活が送れるよう、ノーマライゼーション

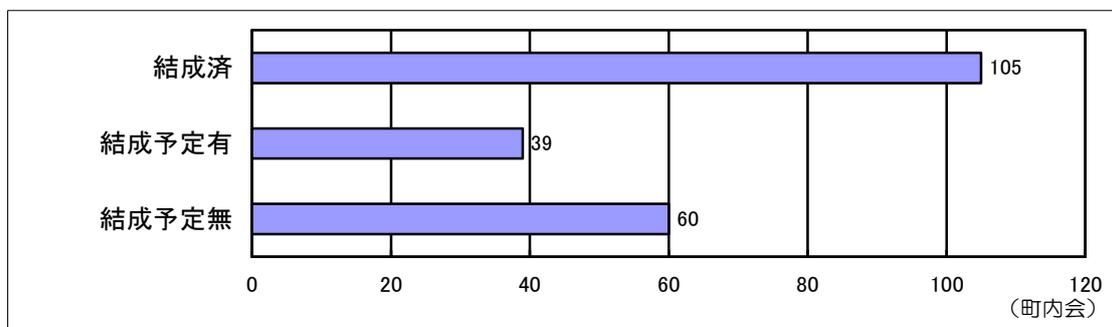
の思想普及を進めていますが、町内会でイベント等をする際に、障害のある方になにか配慮していることはありますか。



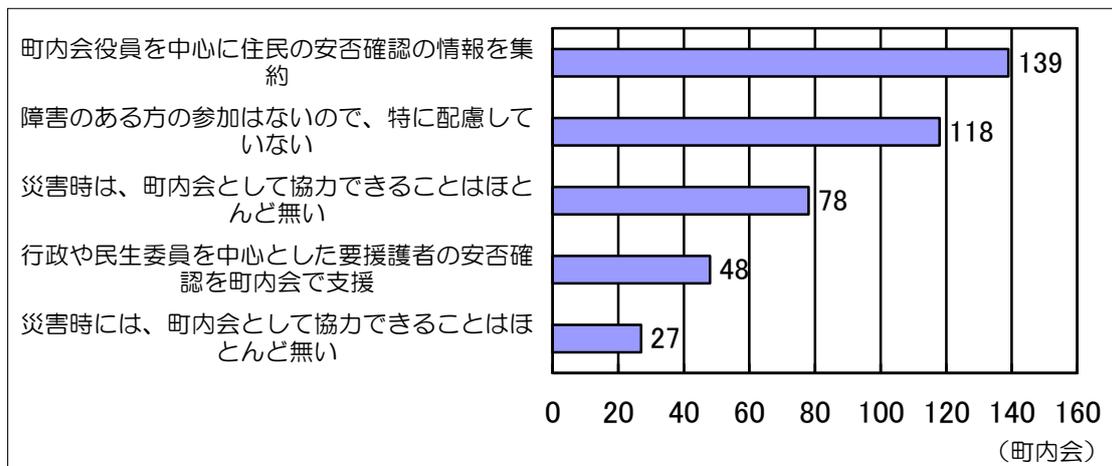
問3 災害時や緊急時において、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者など要援護者の安否確認などの支援体制の整備が求められています。

町内会でも災害に備え、様々な取り組みがなされていると思いますが、あなたの町内会では、自主防災組織を結成していますか。

また、災害時にどの程度の関わりが可能と考えられますか。(複数選択可)

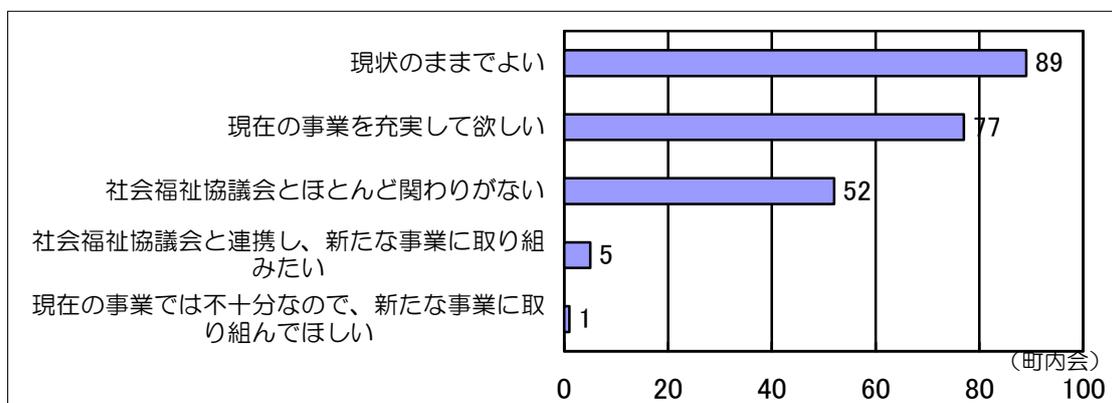


(町内会としての災害に対する関わり)



問4 帯広市社会福祉協議会は「社協だより」を年4回、市の広報誌に挟み込んで配布し、活動を紹介しているところですが、独居高齢者が集う「いきいき交流会」や「地域交流サロン事業」のほか、「ボランティアの育成」、「赤い羽根共同募金事業」など、地域福祉を支える活動や支援を行っています。

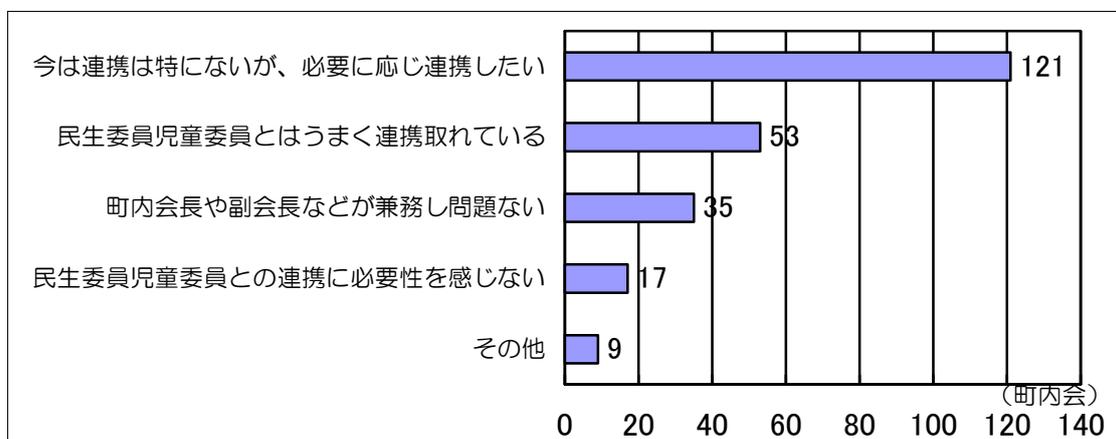
いきいき交流会など、町内会と社会福祉協議会とが互いに連携して取り組んでいる行事などがあると思いますが、社会福祉協議会の事業をどう思われますか。



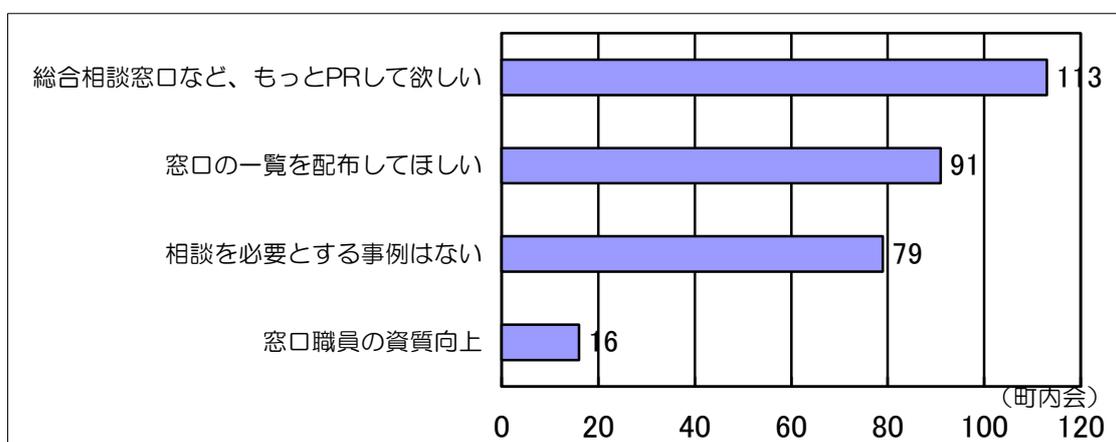
問5 民生委員児童委員は地域の身近な相談役、行政との橋渡し役として、様々な地域

福祉活動を行っていますが、少子高齢社会の進展やそれに伴う市民ニーズの多様化などから、その役割はますます重要となってきています。

あなたの町内会では民生委員児童委員との連携について、どう思われますか？

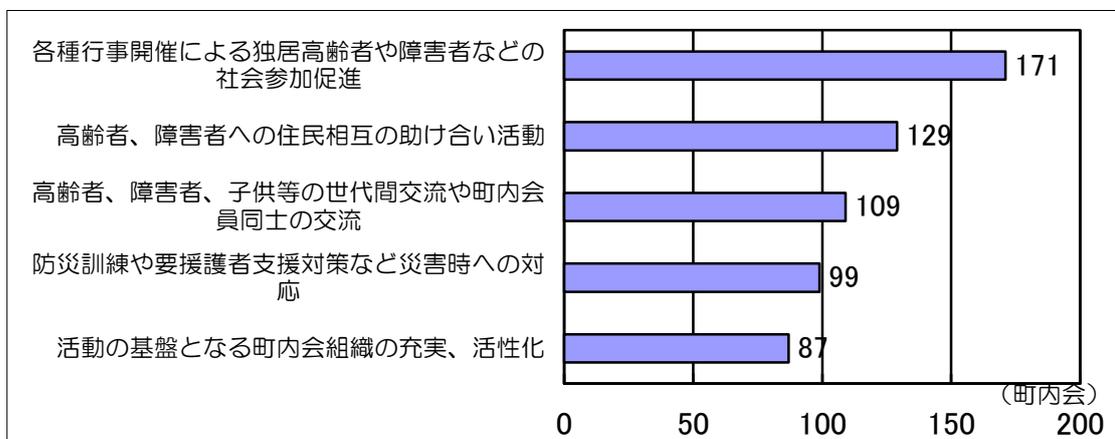


問6 地域には、生活上の様々な問題を抱えている人が増えています。市役所では総合相談窓口を設け福祉相談に応じているほか、地域においては地域包括支援センターが設置され、また、民生委員児童委員が身近な地域での相談役として配置されています。ケースによっては、町内会も関わる場合もあるかと思いますが、どのような相談体制があると利用しやすいと考えますか。(複数選択可)

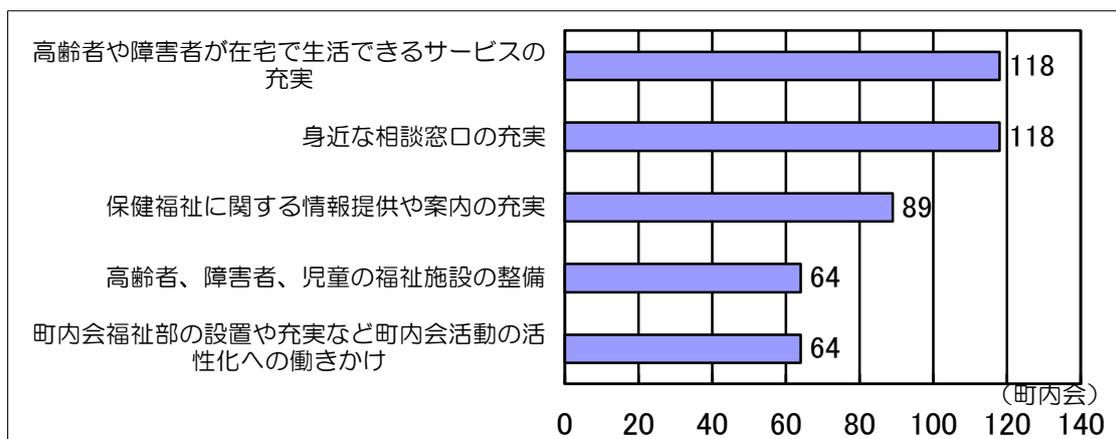


問7 地域福祉の推進にあたっては、それぞれの地域で共に助け合い、支え合う力を高

めることが期待されています。地域や町内会が今後優先して行うべきことは、どのようなことと思いますか。3つまでお選び下さい。



問8 地域住民が安心して地域で暮らしていけるよう、行政が優先して行うべきことは何と思いますか。3つまでお選び下さい。



主な意見等

- 今後益々増えるであろう高齢者・それらに伴う障害者の福祉活動等に向けて、単に行政担当課の縦割りの物的考え方から脱皮し、案件ごとに横との連携を蜜にして物事に対処するならば、より良い福祉活動の推進に結びつくものと思う。
- 車での送迎。参加呼びかけはしているがイベント等には本人は遠慮して出席してもらえないことがある。
- 町内会として、どの程度の関わりが可能かは想定できない。自主防災組織は結成しているが、緊急時対応は出来ないと思う。
- (自主防災組織は) 組織されているが、実際に機能させるには全体的な協力意識が不足

しているように思われる。責任問題も含めて考えると、あまり積極的にはなれない。今後の課題としてさらに検討したいと思っている。

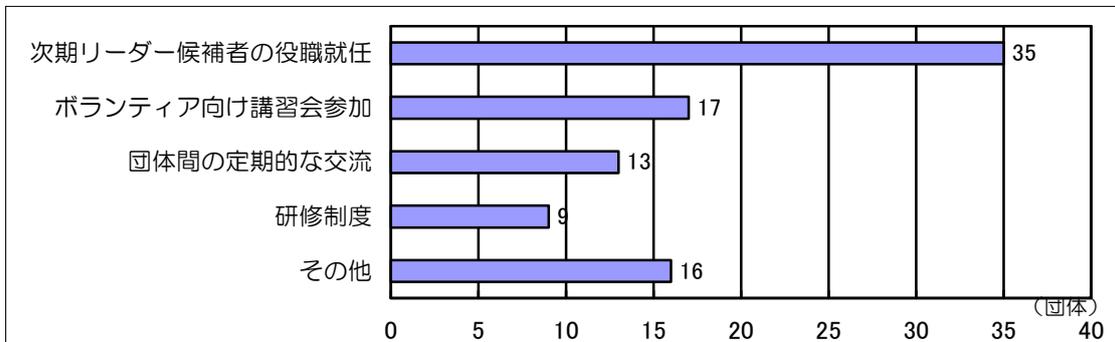
- 連合町内会役員会に民生委員にも参加してもらい、協力できる部分等を明らかにして連携をとっている。町内会長と民生委員との情報の共有により、見守りや取り組みについての協議が容易にできる"
- 総合相談窓口を身近なところに配置し、お年寄りや障害者などが行きやすい場所にしてほしい
- (行事などを) 開催しても形だけのものが多い。もっと参加対象者の心・願いに添ったものを。それをしっかり把握する努力が不足と感じる。
- 世代間交流・町内会員同士の交流の充実が地域福祉の基盤！
- 組織を機能させるのは人である。いくら制度や事業を企画しても、現状にあったものでなければ活かされたものにならない。広報や資料で情報の共有も結構な手段である。しかし、それは流しっぱなしになったり一方通行になって心が伝わっていない。効率を求めることが良い事としてきたのだが、今の社会につながっていることも見通さなければならぬ。じっくり時間をかけて相手の話を聞く、そこから互いの理解納得が育まれ地域に一番必要な信頼関係が出来上がる。それが地域力である。行政機構の連携、行政と市民の連携、その中から地域福祉が出来上がると思う。信頼の心が無いところに助け合いの行動は生まれない。
- 町内会としても「防災マップ」や「要援護者名簿」は必要なものであり、作成しておくものである。従って、作成に当たっては、民生委員と町内会長と十分協議し、情報交換し作成するものと思う。

(2) 平成20年度 地域福祉に関するアンケート調査<福祉団体向け>

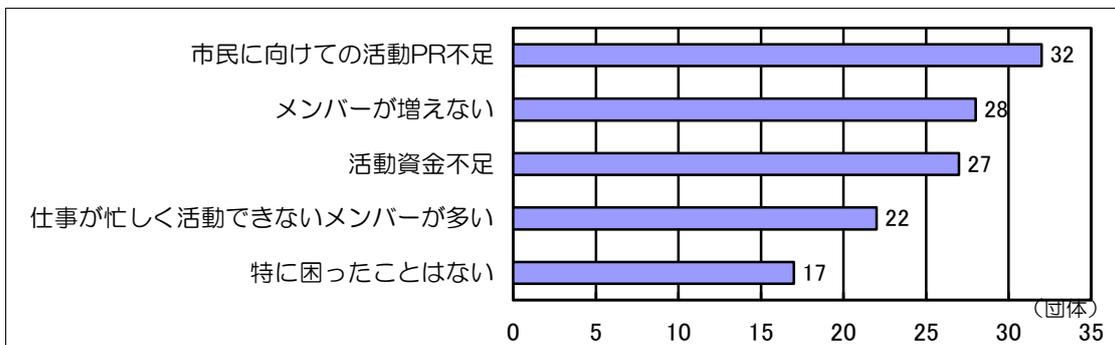
- ① 調査期間 平成21年1月9日～平成21年1月31日
- ② 調査対象者 社会福祉協議会、帯広市民交流センターに登録している帯広市内の福祉団体、帯広市内のNPO 法人
- ③ 回答者数 85件
- ④ 調査結果等 主な質問内容に対する回答及び意見を記載

問1 活動を継続していくうえで、リーダーとしての資質向上をはじめ、後継者の育成

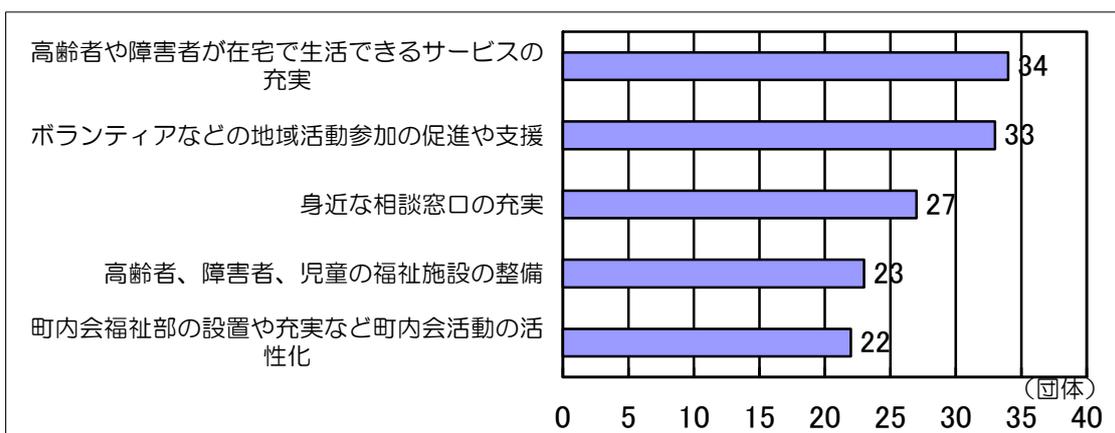
や活動の質の向上を図ることは重要なことと思いますが、人材育成についてなにか取り組みをされていることはありますか。



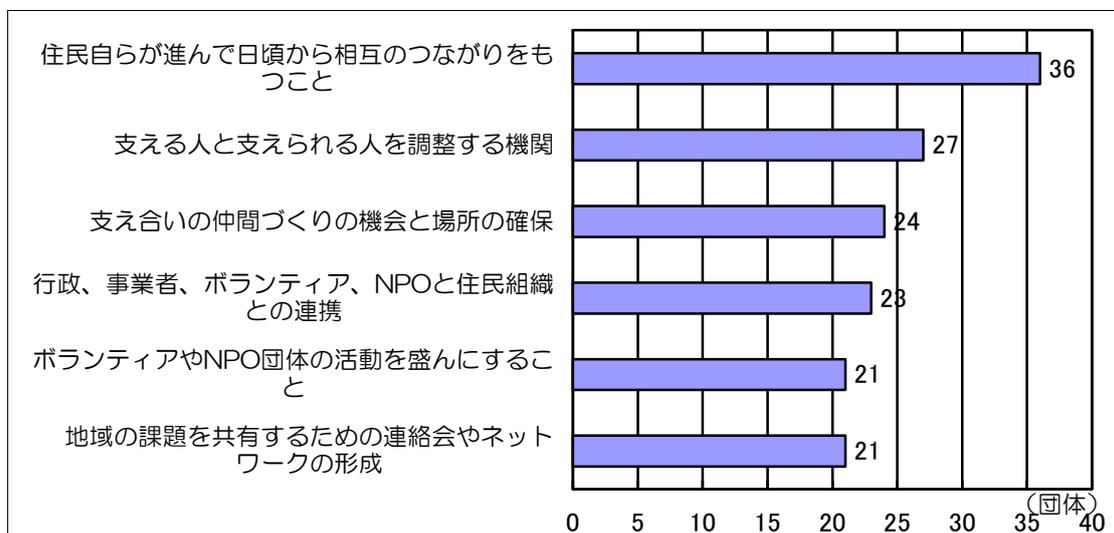
問2 活動をするにあたって、どのようなことが課題となっていますか。(複数選択可)



問3 地域住民が安心して地域で暮らしていけるよう、行政が優先して行うべきことは何としますか。3つまでお選びください。



問4 地域の支え合いの仕組みづくり（地域福祉）で、あなたが特に必要だと思うことはどのようなことですか。3つまで選んでください。



主な意見等

- ボランティアセンターの利点や活動内容があまり知られていないように思われる。広報活動を行ったほうがいい。
- （社会福祉協議会は）現在の事業の充実を図るとともに、時代に合わせた福祉ニーズを把握して取り入れてほしい。高齢者や障害者の権利擁護や成年後見制度の取り組みに力を入れてほしい。
- （社会福祉協議会は）全ての障害福祉に関わってほしい。中立公平で公的立場であり、相談支援体制などのセンター機能を担っている協議会は全国にたくさんあるが、帯広はなぜか中枢的役割から部分的、一部の障害、その支援内容もイベント系に力が注がれているように感じられる。介護保険等の事業は一定の質を担保しているように感じていて、障害分野にも役立っている。
- 発達障がいを支える仕組み、システムはほとんどない。小4～成人までの思春期を乗り切るための支援がない。
- 障害者の地域移行が進められていますが、受け皿となる日中活動の場や相談支援体制の充実を図るとともに、日中一時支援や住まいの場の提供にも力を入れていきたいと考えています。
- 当法人の専門分野はすべての障害児者の地域ケア。その基本である相談支援について、個別相談と相談支援システムをどのように構築するかについての支援が可能。
- 障害者、高齢者のサービスは制度により制約がある。その意味では（現状では）ボランティアのように自由に活動できるところと、行政サービスが連携できればよいと思う。
- 行政や団体と活動を実践するNPOや市民ボランティアなどを結びコーディネートする有能な中間支援組織の存在が必要。縦割りでそれぞれが活動していても機能しないとこ

ろにきているのでは。

- 福祉サービスの内容や利用方法を知らない方がまだ多いと思います。身近な民生委員や相談員など、きめ細やかな訪問活動が必要だと思います。経済的負担も大変な方がいるので補助や利用料減免などの対策が必要と思う。
- 当団体の担当係りが、国の関連からとは思いますが位置づけが変わるたびにサービスが低下してきています。母子関係では制度が出尽くされた感がありますが、就業間口ひとつにしても厳しい現実があります。福祉バス（年1度利用させていただきました）の利用不可から、母子相談員が行ってくれていた諸事務が団体の自立の名のもとに切り離されました。

4 意見交換会等の概要

高齢者に係る団体等	
平成21年 8月24日（月） 6団体9名	
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none">●老人クラブは友愛活動をやっているが、安否確認が大きな仕事である。入り込む都合いが民生委員との絡みもあって難しい。また、やる方が高齢化してきており、月に回る回数が落ちてきているのも事実である。町内会との繋がりも非常に大切である。地域福祉計画も友愛とリンクしていくのがいいのかなと思う。●総合相談窓口ができてよかったが、総合相談窓口に行けない人をどうするか。町村に行くとならばそういうかなりの部分の役割を役場の保健師さんが果たしているのを耳にする。保健師さんは、お年寄り生活の状況であったり、介護が必要な状況、あるいは保護が必要な状況までも把握していて、介護保険に繋いだり、権利擁護が必要だとか、虐待に気づいたり、保健師さんは何でも屋であると思っている。保健師さんが家に来たとなれば相談できるのでないか。安否確認とか、閉じこもり予防とか、担い手の育成などで、そういう専門職をどう活用するか。待つ姿勢でなくて、地域に行けるそういう役割をうまく地域の中で生かしていくことができれば。そうした中でうまくネットワークに繋がたらと思う。●地域包括支援センターで、認知症を知ってもらおう研修会をしているが、ある意味発信しているつもりではあるけど、地域に届いていない現状がある。実際にコミュニティーを進めていく上で、変化してきていることをどうしていくか。総論で論じた上で仕組みづくり、地域の機能的な部分で低下したところをどう補っていくか、実際基盤の部分の部分をどうするかが課題であると思う。●今、社会的資源を見直す時期にきている。この計画では帯広市の総合相談窓口を見直して行くことが必要である。●団塊の世代の方の力を使うことができればよいが。地域で何かしようかなと思っているが、体を余している。地域で1回懇談会を行うと世の中が違って見えてくる。地域にやさしいまちづくりになる。

平成21年12月11日（金） 5団体5名	
主 な 意 見 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●一番最初の相談窓口がしっかりしなければならない。障害の分野にも突然高齢者の話がくるとか、複雑な家庭の事情に実際に対応できる相談体制、実働できる体制が必要。相談窓口にいけない人をどうするか、行政、町内会、福祉専門職を含めて、役割分担する中でより繋いでいく形をイメージしていければいい。 ●防災では、市が来年から要援護者の地域の実態が分かるという機会を捉えて、町内会の組織作り、福祉委員の見直しをしたらどうだろうと思う。 ●市のバックアップ体制がとれて、市に総合相談窓口で、今すぐ、ショートステイやってほしいといえはすぐできる、そういうのがあったらいいと思う。何かニーズがあればすぐ対応できる。帯広独自のシステムができるのでないか。

地域に係る団体等	
平成21年 8月24日（月） 14団体30名	
主 な 意 見 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアは、福祉だけがボランティアでない。また、行政に要求する時代でない、行政とタイアップしていく時代である。 ●町内会の行事に参加する人が少なくなっている。自分の子どもを人に預けるだけでなく、地域の人たちが普段の付き合いの中で、皆で守っている。それが本当の地域の姿だと思う。地域の人たちが交通安全に参加するなど、皆で育て、皆で守っていくことが必要である。 ●ボランティア活動の中で、会員の固定化、高齢化の問題があり、次の人にどう繋いでいくかが課題である。ワークライフバランス、地域と会社と両立する生活の時代となってきた。活動もいろいろなものがあり、こういうものに期待していきたい。地域では、独居とか高齢世帯が多く、お互いに「今日は電気が灯いていないがどうしたんだろう」とか、「郵便物が取り込まれていないがどうしているんだろう」と思い、様子をみようという話があったが、干渉しているようでいやだという意見もあった。お互いの安心を得られる隣近所でありたいということを理解させることも必要である。ちょっと関わる・ちょっと親密になる・ちょっと温かい心で、新しい時代での感覚の中での地域の親密さ、交流活動が必要と思っている。 ●総合計画の基本的な考え方に基づいて、一市民が協働のもと、帯広のまちを創ろうという考え方で、帯広市民の意識づくりをしていくことが必要である。そうした考えの中で、町内会連合会、青連協、町内会の婦人部の連絡会ができた。街づくりの先進性があるまちであると自負している。町おこしの考え方で、計画を作っていく必要がある。町内会が主となるのか、市が呼びかけをするのか、社会福祉協議会が主となるはこれからの問題であるが、どこかがリーダーシップを強かに推進していなければならない。

平成21年12月10日(木) 13団体20名	
主 な 意 見 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●公的なサービスは充実してきたが、こぼれ落ちる部分をどうするか、どう救い上げるかを考えていく必要がある。 ●不登校は多くいる。そういった子供たちが学ぶ場所として、公的な教室である「ひろびろ」が設置されている。教育委員会の考え方は不登校の子供が学校に来るように指導できるが、学びの場所としてのフリースクールに対する援助は公的に難しい。義務教育が終わるとどんな援助もないし、相談窓口すらないというのが現状である。場所の援助か経済的援助をしてほしい。どこにもひっかからないような相談をして解決しなければならない。そうゆう窓口が開かれていれば助かるという人がたくさんいると思う。相談に来られないで、民生委員からもこぼれる人をどうするかが課題である。 ●障害があるとか、手帳をもらっているとか、全て行政の区分の中で分類された人たちは保障されている。障害の手帳をもらうほどでない、でも普通に生活できない、グレーゾーンの人たちがいる。大学や社会から引きこもりとかで自宅に入ってきている人がたくさんいる。その部分が地域でないと果たせない役割でないかと思う。社会に出てくる前の段階のシステムを地域で作っていかないとならないと思う。具体的には、札幌・釧路で若者サポートステーションを作って家庭訪問するとかで成功している。行政が現状を把握して、どれだけいるかを調査することが必要である。 ●グレーゾーンにあった政策がほしい。 ●総合相談窓口があるが、何でも相談にのるように皆、兼務発令している自治体がある。高齢者福祉課の相談窓口でなく、そういった窓口があればいいと思う。

障害者に係る団体等	
平成21年 8月26日(水) 9団体24名	
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で暮らしていくのが願いである。障害者が特別のものでない意識付けが必要である。地域の人仲間という気持ちをもってほしい。 ●町地域の中では、障害児が仲良くしている。障害者が地域活動に積極的に活動できる場があればと思う。 ●障害者サービスが一切使えていない。就職はできているが、親が全部送迎しなければならない。外出支援、移動支援が一切使えない状況にあるので、居宅介護、家事援助は使えるが、居宅支援それが使えるようにしてほしい。一人で遊びにも行けて買い物もできるように、行政に考えてほしい。 ●総合計画の基本的な考え方に基づいて、一市民が協働のもと、帯広のまちを創ろうという考え方で、帯広市民の意識づくりをしていくことが必要である。そうした考えの中で、町内会連合会、青連協、町内会の婦人部の連絡会ができた。街づくりの先進性があるまちであると自負している。町おこしの考え方で、計画を作っていく

<p>主 な 意 見 の 概 要</p>	<p>必要がある。町内会が主となるのか、市が呼びかけをするのか、社会福祉協議会が主となるはこれからの問題であるが、どこかがリーダーシップを強かに推進していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担い手の育成に繋がっていくと思うが、自立支援法によって日中の活動と住む場所を分けていこうという考えがあり、どうやって支えていくかという問題が議論されている。フォーマルな面で支えるにはマンパワーが少ないという状況で、ボランティアの支援が必要であると思う。施設を出て働いていきたいという相談を受けるが、支えるためのマンパワー、関わっていた施設の協力が必要、ただしそこに財源が付いていない。知的障害の人たちのためのグループホームを自前で建てていかなければならない。グループホームから外に出て行こうとなるとボランティアが必要となる現状である。 ●発達障害の方に関しては20年前にはそういう概念がなかった、問題視されていなかった。7～18才まで学校教育を受けた上で、その間の過程が分からない中で、突然18歳になって発達障害で現れるのが現実である。障害福祉と教育の連携というのが課題だと言われている。具体的に計画で触れていただければと思う。 ●障害者にとって市営住宅のドアが重く、ヘルパーさんがいるときは大丈夫だけど、ドアが重くて開かない。屋根のある屋外通路はあるのだけれど、土砂降り雨の日は他の車が止まっていて、送迎の車が入って来れない。住宅の中は、体格のいい人のために車椅子の住宅は出来上がったと思う。水道の位置に手が届かないなど、一部不便なところがある
<p>平成21年12月15日（火） 10団体15名</p>	
<p>主 な 意 見 の 概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者分野で活動しているが、例えば子育てについて情報が分からなかったり、どういうサービスを必要とされているかが分からなかったり、一人一人の生活を考えていった時には、所属が変わるたびに支援の体制が変わってしまうとか、一貫性が難しかったりというところがあって、横断的にいろいろなものが展開されていけばいいかなと思う。行政の役割のところでは、幅広い連携が必要のところでは、庁舎内の連携も進めてほしいし、民間の方も連携していきたいと思う。 ●障害が軽度の子は一応自分のことは出来るが、歩けない子とかもいる。法律が重度の子のサービス支援であって、軽度の子はなかなか使えない。親ができない時に、市の方で必要なサービスが受けれるような、親がどっかで息抜きできる制度がほしい。障害者サポートセンターができるようだが、情報を市の方から出してほしい。 ●制度の狭間について考えていかなければならない。 ●防災の件で、平成22年度から市で要援護者の名簿づくりが始まる。これを契機にして地域で支援を必要とする人の状況は町内会で把握する、町内会組織で福祉関係の役割を担い、町内で連携していけたらと思う。

子どもに係る団体等	
平成21年 8月25日(火) 8団体13名	
主 な 意 見 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰属意識が薄くなってきている。教育の中で故郷を愛する気持ちをもっと植えつける教育が必要でないかな。子供が少ないのは、群れて遊ぶことが無くなってきている。群れて遊ぶことが後々の対人間関係の有効な手段だと思う。異年齢間の交流がなかなかできていない。家庭においても兄弟の繋がりが無い。大人の帰属意識のなさが子供たちに影響している。帰属意識を育むことが必要である。 ● 学校と地域との関わり、学校だけでは成り立たない。学校支援ボランティアとして、見守り隊もあり、地域の協力がある。 ● 幼稚園で子どもたちの人間的な活動、基礎づくりをしている。将来地域につながる、人と人がつながるコミュニケーション、ボランティア活動、世代間交流、近所との交流もしているが、幼稚園が地域づくりをしているのかなという、そうではないと感じる。市との関係やいろんな関係が線ではつながっているが、人と人とのつながりができていない、つくれない、幼稚園としての活動はやっているだけつながらない状況にあると思う。 ● スクールソーシャルワーカーが帯広市でも活動しているが、家庭の中に関わりをもって支援が出来る役割があるのかなと思っている。ボランティア体験のスクールでは、入学してくる子どもが少なくなっている。学年が違う子どもたちが集まるので、お互い面倒をみたり、高齢者、障害者との関わり合いがある、そういう部分が役立つのではないかな。 ● 不登校の問題は様々な事例あって、学校でやれることは限られている。そう時に相談する機関として、ソーシャルワーカーはその立場で中に入っていく、ものすごい存在である。ソーシャルワーカーが増えればいいが、帯広の小学校で3人くらいしかいない。 それから、家庭に問題があって、障害をもっている子供さんを学校に送り迎えするサポートシステムがない。親が学校に送り迎えしないので、学校に来れない。 放課後の学童みたい施設があって、NPO が送り迎えしている。そこには子どもたちが行っている。サポートシステムがあれば助かる。 ● ことばの教室に来るお子さんは言語発達の問題だけでなく、いろいろな障害を持って入ってくる。保育所の障害児保育を受けられたり大事に育てられているが、反面、小さい時からそういうところに触れないで育てられたお子さんを、地域で見つけフォローすることをしていかなければならない。 ● ボランティアの共通の悩みとして後を担う人がいない。仲間として一緒に活動し、楽しくやろうという気持ちでやっている。達成感を得られるような活動をすれば、たくさんの方が集まるように思うが現実的には難しい。 ● ボランティアセンターに登録しているボランティアの平均年齢が高く、若手の方が

	少ない状況にある。ボランティア体験講座等をやって、ボランティアの担い手づくりを進めている。啓発を進める必要があると思っている。
	平成21年12月14日(月) 5団体 7名
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護で苦しんでいる人が多い。家庭の中で病院探しとか、デイサービス探しをして、働きながら苦しんでいる。具体的なところで、地域で支えるという部分が大事であるが、民生委員の方が相談に入っていくのか、町内会、市なのか。老老介護とか、高齢者を抱えている人たちの問題は切実だと思う。 ●地域で相談にいけない人をどうするかが問題。計画の仕組みとしては分野別でいいが、市民的には、そこに行けば、どこに行けばいいのか教えてくれる場所があればいい。 ●障害児の関係であれば、相談窓口で保健師さんが対応しているが、実際にコーディネートするシステムが必要である。

帯広市町内会連合会	
平成21年12月14日(月) 21名	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーマライゼーションの言葉が一般の人には分からない、分かりやすい説明があればいい。用語解説を付ける配慮が必要である。 ●民生委員が要援護者の防災マップを持っている、自主防災組織の推進は町内会が担当している。地震が来た時にうまく機能させるためにはどうあるべきなのか。防災だけをとっただけでもいろいろある。机上の連携だけでは、機能しない。普段の活動の中で、民生委員と町内会が連携できるかが大事である。 ●学校の施設の問題、心の問題、いろいろあるから先生も入って、教育委員会との連携も文章の中に入っていた方がいい。 ●計画に防災、民生が出てきているが、すでに福祉文化部を作って情報交換もやってきている。民生委員は単一町内会が知らないので徹底しようとしている。浜松は、災害に対して一人住まいの人の情報をもっている。 ●大正はノーマライゼーションが中心となって、ふれあい祭りを行っている。約1300人が集まって行事をしている。福祉施設、学校、PTA、高齢者の会長、交通安全の方々も出てきている。また、冬の遊びということで、小中学生を集めて行事もやっている。こういうことをやることによって繋がりが出てくる、それが地域福祉だと思う。

5 用語解説

あ行

NPO (Non-Profit Organization)

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動などを行う組織・団体のこと。

NPO法人

NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」のこと。

か行

救命救急センター

第三次医療圏において24時間365日体制で救命医療を行う医療機関であり、心筋梗塞、脳卒中、交通事故等による多発外傷などの重篤救急患者の救命医療を担う三次救急医療機関としての役割を担っている。

権利擁護

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人に対して、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理などを行うこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当。

高齢化率

65歳以上人口（高齢者人口）の総人口に占める割合。

コミュニティ活動

自治会活動、地域福祉活動、防火・防犯・防災活動、環境美化活動など、地縁に基づく地域内の相互扶助を主な目的とした地域の生活に密着した活動。

さ行

災害時要援護者

災害時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために、安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが特に困難な人。一般的には、寝たきりなどの高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人などが考えられる。

市町村地域福祉計画

市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（社会福祉法 第107条）

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人。民生委員が兼ねている。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を子育てしている母子家庭などの生活の安定と自立を助けるため、手当を支給し児童の福祉の増進をはかる制度。平成22年8月からは、父子家庭も支給対象となる予定。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つです。住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し活動する民間組織。北海道、市町村を単位として設置されている。

周産期医療

母子ともに異常が生じやすい周産期（妊娠第22週から生後7日未満までの期間）を含めた前後の期間における、ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理などの産科医療及びハイリスク新生児の集中治療管理などの新生児医療をいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた障害があると判定された人に交付される手帳のこと。障害の程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となる。申請に基づいて知事が審査し、交付決定される。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する

疾患群と定義されている。代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨粗鬆症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどが含まれる。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を後見人などが補っていくことによって、法的に保護する制度。平成11年の民法などの改正により平成12年に施行された。

た行

地域移行

入所施設から退所及び病院から退院し、地域に生活の場を移すこと。

地域コミュニティ

地域の結びつきが強く、地域住民が主体となった地域づくりを進める地域社会のこと。一般に、市町村または町内会や自治会など市町村の中で更に区割りされた共同体。

地域センター病院

プライマリ・ケアを支援する二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行うなどの役割を担っている。北海道が指定しており、十勝では、JA 北海道厚生連帯広厚生病院と北海道社会事業協会帯広病院が指定されている。

地域福祉実践計画

社会福祉協議会が策定するものであり、多様化するニーズを捉えた民間の地域福祉活動の行動計画と社会福祉協議会の基盤を強化する計画という側面を併せ持っている。「わがまちの社会福祉協議会がどのような地域福祉を目指すのか」ということを住民に明らかにし、合意の上、地域福祉を進める「指針」となるもの。

地域包括支援センター

平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い創設された機関。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。

帯広市内には、帯広至心寮、帯広市社会福祉協議会、愛仁園、帯広けいせい苑の4箇所がある。

地方センター病院

第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方医療機関としての役割を担っている。北海道が指定しており、十勝では、JA 北海道厚生連帯広厚生病院が指定されている。

特定健康診査

健康保険組合、国民健康保険などに実施が義務づけられているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。40歳以上の加入者を対象としている。

な行

ノーマライゼーション

障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

は行

パブリックコメント

市民意見提出制度。行政が政策、制度等を決定する際に、市民などの意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

プライマリ・ケア

医療における位置づけは、患者が最初に接する初期医療のこと。
プライマリ・ケアは、身近に容易に得られ、適切に診断・処方され、また、以後の療養の方向についての正確な指導を与えることを重視する概念で、普段から気さくに相談にに応じてくれる「かかりつけ医」による基本的で総合的な診療をいう。

ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために、帯広市社会福祉協議会に設置されている機関。

ま行

民生委員

厚生労働大臣からの委嘱により、住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うとともに、行政機関の業務に協力するなど、地域において社会福祉の増進に向けた活動を行う人。

や行

夜間急病センター

夜間において、発熱や腹痛など初期症状の急病人を受け入れる医療機関。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、まち・もの・環境などをデザインすること。

ら行

ライフステージ

人生のある時期。年齢の段階。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。

リハビリテーション

身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、自立した生活を送るためのあらゆるサービスが提供される社会を目指す考え方。

わ行

ワンストップサービス

ある分野に関連するあらゆるサービスを、そこに1度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態のこと。

帯広市地域福祉計画

(平成22年度～平成26年度)

発行 平成 22 年 3月

編集 帯広市保健福祉部社会課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4146

FAX 0155-23-0154